

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アールン通
り 287-289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴
同 大西 信治
同 中野 恵太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUGC GSケイマン・ファンドー
GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
(MUGC GS Cayman Fund -
GS Australia Hybrid Securities Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス受益証券：
30億米ドル（約3,626億1,000万円）を上限とする。
豪ドルクラス受益証券：
30億豪ドル（約2,569億8,000万円）を上限とする。
円クラス（為替ヘッジあり）受益証券：
3,000億円を上限とする。

- (注1) 各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨（以下「クラス通貨」という。）とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券については米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス（為替ヘッジあり）受益証券については日本円（以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。）とする。
- (注2) 特段の記載がない限り、各外国通貨の円貨換算は、平成28年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝120.87円および1豪ドル＝85.66円による。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正および追加するため、また、管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.および副管理会社であるMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.の名称変更に伴う変更ならびに補遺信託証書の締結等、記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正箇所の内容】

(1) 原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報				
第1 ファンドの状況				
1 ファンドの性格	(iii) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
(3) ファンドの仕組み				
③ 管理会社の概況				
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加または更新
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報				
第1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況				
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

MUGC GSケイマン・ファンド－GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド（MUGC GS Cayman Fund - GS Australia Hybrid Securities Fund）（以下、「本サブ・ファンド」又は「サブ・ファンド」といい、MUGC GSケイマン・ファンド（MUGC GS Cayman Fund）を「トラスト」という。）の運用状況は以下のとおりである。

（１）投資状況（資産別及び地域別の投資状況）

（平成28年４月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
投資信託	アイルランド	325,964,415.04	98.16
現金・その他の資産（負債控除後）		6,121,705.29	1.84
合計 (純資産総額)		332,086,120.33 (約27,696百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注２）各外国通貨の円貨換算は、平成28年４月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝109.75円および１豪ドル＝83.40円による。以下同じ。

（注３）各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨（以下「クラス通貨」という。）とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券は米ドルとし、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス（為替ヘッジあり）受益証券については日本円（以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。）とする。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ）

（平成28年４月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
社債	オーストラリア	267,917,318.66	80.29
優先証券	オーストラリア	51,246,228.73	15.36
投資信託	オーストラリア	5,981,058.75	1.79
転換社債	オーストラリア	3,176,063.27	0.95
先物	オーストラリア	109,345.20	0.03
現金・その他の資産（負債控除後）		5,272,742.56	1.58
合計 (純資産総額)		333,702,757.17 (約27,831百万円)	100.00

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 運用実績

① 純資産の推移

平成28年4月末日前一年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

＜米ドルクラス受益証券＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成27年5月末日	63,337,864.08	6,951,330,583	6.84	751
6月末日	64,462,587.57	7,074,768,986	6.73	739
7月末日	66,710,189.88	7,321,443,339	6.41	703
8月末日	62,987,203.75	6,912,845,612	6.15	675
9月末日	59,912,168.14	6,575,360,453	5.98	656
10月末日	60,582,881.42	6,648,971,236	6.09	668
11月末日	62,288,973.73	6,836,214,867	6.14	674
12月末日	67,010,579.99	7,354,411,154	6.15	675
平成28年1月末日	63,661,424.18	6,986,841,304	5.89	646
2月末日	63,376,476.80	6,955,568,329	5.89	646
3月末日	69,429,518.63	7,619,889,670	6.35	697
4月末日	69,915,409.81	7,673,216,227	6.32	694

(注) 本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいない。以下同じ。

＜豪ドルクラス受益証券＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成27年5月末日	167,305,754.78	13,953,299,949	9.54	796
6月末日	167,900,835.12	14,002,929,649	9.37	781
7月末日	164,684,359.78	13,734,675,606	9.38	782
8月末日	160,959,692.95	13,424,038,392	9.21	768
9月末日	164,865,354.37	13,749,770,554	9.10	759
10月末日	164,120,734.03	13,687,669,218	9.09	758
11月末日	158,278,209.58	13,200,402,679	9.00	751
12月末日	154,075,432.26	12,849,891,050	8.97	748
平成28年1月末日	150,088,616.77	12,517,390,639	8.85	738
2月末日	147,712,658.44	12,319,235,714	8.77	731
3月末日	147,739,988.59	12,321,515,048	8.79	733
4月末日	148,403,844.70	12,376,880,648	8.83	736

＜円クラス（為替ヘッジあり）受益証券＞

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
平成27年5月末日	12,762,871,590	9,733
6月末日	12,530,233,932	9,565
7月末日	12,427,696,478	9,592
8月末日	11,869,019,082	9,436
9月末日	10,775,093,560	9,337
10月末日	10,469,363,155	9,338
11月末日	10,110,448,296	9,253
12月末日	9,085,744,944	9,210
平成28年1月末日	8,851,370,773	9,092
2月末日	8,441,889,363	9,015
3月末日	8,231,458,617	9,027
4月末日	7,616,645,263	9,070

② 分配の推移

＜米ドルクラス受益証券＞

	米ドル	円
平成27年5月	0.07	8
6月	0.07	8
7月	0.07	8
8月	0.03	3
9月	0.03	3
10月	0.03	3
11月	0.03	3
12月	0.03	3
平成28年1月	0.03	3
2月	0.03	3
3月	0.03	3
4月	0.03	3

<豪ドルクラス受益証券>

	豪ドル	円
平成27年5月	0.07	6
6月	0.07	6
7月	0.07	6
8月	0.07	6
9月	0.07	6
10月	0.07	6
11月	0.07	6
12月	0.04	3
平成28年1月	0.04	3
2月	0.04	3
3月	0.04	3
4月	0.04	3

<円クラス（為替ヘッジあり）受益証券>

	円
平成27年5月	40
6月	40
7月	40
8月	40
9月	40
10月	40
11月	40
12月	20
平成28年1月	20
2月	20
3月	20
4月	20

③ 収益率の推移

平成28年4月末日前一年間における収益率は以下のとおりである。

クラス	収益率（注）
米ドルクラス受益証券	－4.49%
豪ドルクラス受益証券	－1.04%
円クラス（為替ヘッジあり）受益証券	－3.53%

（注）収益率（％）＝（a－b）／b×100

a＝平成28年4月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝平成27年4月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

平成28年4月末日前一年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成28年4月末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

＜米ドルクラス受益証券＞

販売口数	買戻し口数	発行済口数
4,655,123.70 (4,655,123.70)	1,889,375.75 (1,889,375.75)	11,056,814.20 (11,056,814.20)

（注1）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（注2）各口数には取引日当日の取引は含まれておらず、取引日の翌日時点の数値を反映している。
財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含む。以下同じ。

＜豪ドルクラス受益証券＞

販売口数	買戻し口数	発行済口数
3,902,289.15 (3,902,289.15)	4,246,079.58 (4,246,079.58)	16,810,366.31 (16,810,366.31)

＜円クラス（為替ヘッジあり）受益証券＞

販売口数	買戻し口数	発行済口数
112,067.14 (112,067.14)	566,881.58 (566,881.58)	839,789.44 (839,789.44)

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄（2016年4月末日現在）

(投資信託)

銘柄名	投資比率
GOLDMAN SACHS INST AUST./AUD/	98.16%

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の割合の比率をいいます。

(参考情報) マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスド・インカム・ファンドⅡ)

(債券および優先証券)

銘柄名	利率	投資比率
WESTPAC BANKING CORP FRN 08/22/2023	4.5767%	5.22%
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD FRN 06/29/2049	3.5350%	5.11%
COLONIAL HOLDING CO LTD FRN 03/31/2037	5.5350%	4.78%
GOODMAN PLUS TRUST AUD 100.0000 PFD	6.1800%	4.07%
CALTEX AUSTRALIA LTD FRN 09/15/2037	6.8300%	3.62%
APT PIPELINES LTD FRN 09/30/2072	6.7800%	3.53%
SWISS REINSURANCE CO VIA ELM B FRN 04/29/2049	3.5383%	3.51%
ORIGIN ENERGY LTD FRN 12/22/2071	6.3100%	3.42%
COMMONWEALTH BANK AU FRN AUAUD 31/12/49 AUD	5.1300%	3.14%
CROWN RESORTS LTD FRN 04/23/2075	6.3300%	2.93%

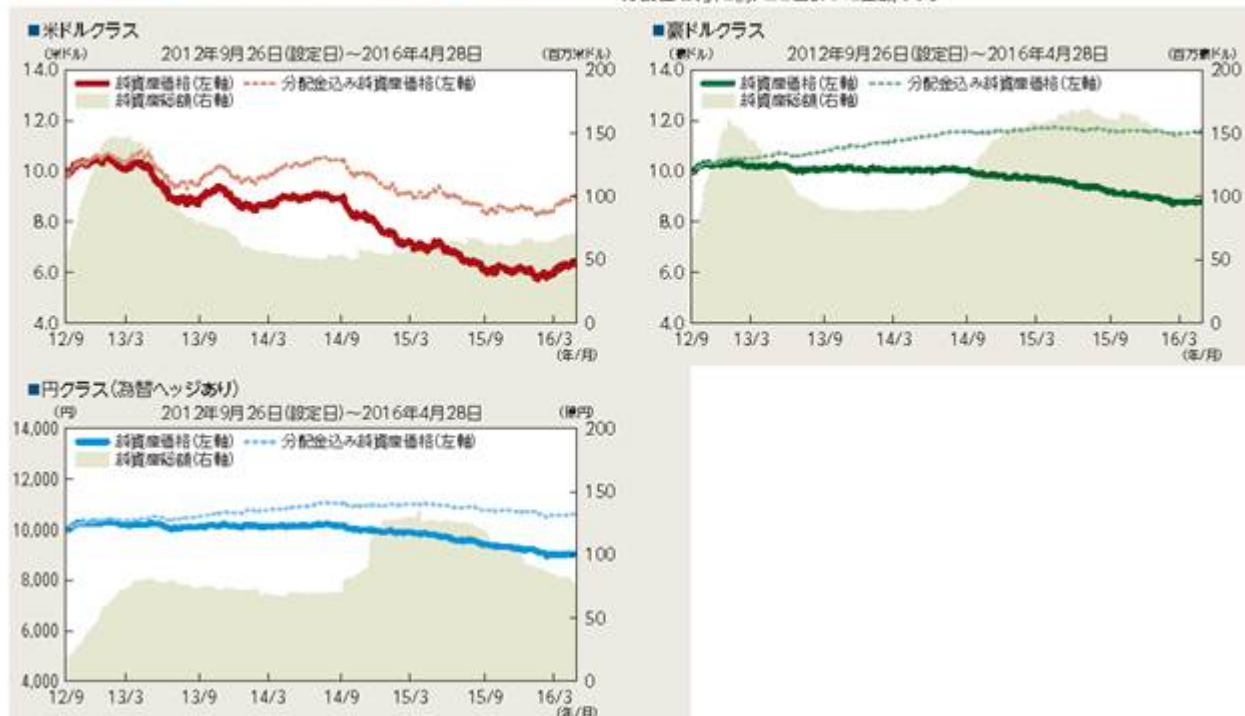
(注)投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の割合の比率をいいます。以下同様です。

(投資信託)

銘柄名	投資比率
GS AU\$ LIQUID RESERVES FUND	1.79%

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

*分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引き前)とを合計した金額です。



分配の推移（1口当たり、税引前、2016年4月末日現在）

通貨クラス (表示通貨)	期間	第1会計年度	第2会計年度	第3会計年度	直近1年累計	設定来累計
米ドルクラス (米ドル)		0.770	0.840	0.760	0.480	2.580
豪ドルクラス (豪ドル)		0.770	0.840	0.840	0.690	2.790
円クラス(為替ヘッジあり) (円)		440	480	480	380	1,580

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



●2012年は設定日(9月26日)から年末までの騰落率、2016年は4月末までの騰落率を表示しています。

なお、騰落率とは、以下の式により算出される数値をいいます。

$$\text{騰落率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a=暦年末の1口当たり純資産価格(分配金の合計額を加えた額)

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

(ただし、2012年は設定日(2012年9月26日)の1口当たり純資産価格)

●ベンチマークは設定しておりません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ケイマン諸島における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、豪ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝83.40円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

財政状態計算書（無監査）

2016年３月31日現在

	注記	2016年 3 月31日		2015年 9 月30日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3 (c)	334,605,203	27,906,074	376,234,319	31,377,942
投資売却未収入金		2,294,742	191,381	1,666,236	138,964
申込受益証券未収入金	3 (g)、 8	1,645,038	137,196	1,633,156	136,205
その他の資産		2,585	216	860	72
現金および現金同等物	3 (d)、 12	5,327,925	444,349	4,856,600	405,040
資産合計		343,875,493	28,679,216	384,391,171	32,058,224
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	3 (c)	5,293,715	441,496	116,506	9,717
買戻受益証券未払金	3 (g)、 8	2,253,061	187,905	1,671,447	139,399
投資購入未払金		1,671,638	139,415	1,634,476	136,315
未払販売報酬	7 (d)	658,808	54,945	776,210	64,736
未払投資顧問報酬	7 (a)	658,808	54,945	776,210	64,736
未払管理報酬	7 (b)	43,679	3,643	52,100	4,345
未払管理事務代行報酬	7 (c)	43,467	3,625	26,275	2,191
未払弁護士報酬		32,120	2,679	28,825	2,404
未払保管報酬	7 (f)	26,026	2,171	12,036	1,004
未払代行協会員報酬	7 (g)	24,705	2,060	29,108	2,428
未払監査報酬		18,009	1,502	48,095	4,011
未払受託報酬	7 (e)	11,753	980	6,542	546
未払名義書換事務代行報酬	7 (h)	11,753	980	6,542	546
負債合計（買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産を除く）		10,747,542	896,345	5,184,372	432,377
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産		333,127,951	27,782,871	379,206,799	31,625,847

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

包括利益計算書（無監査）

2015年10月1日から2016年3月31日までの期間

	注記	2016年3月31日		2015年3月31日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
収益					
受取利息	3 (b)	28,908	2,411	26,339	2,197
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る実現純利得：					
投資		4,570,065	381,143	10,506,679	876,257
外国通貨契約		354,450	29,561	4,210,931	351,192
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る未実現利得／（損失）の純変動額：					
投資		(2,164,107)	(180,487)	16,362	1,365
外国通貨契約		(5,196,207)	(433,364)	1,782,117	148,629
純収益／（損失）		(2,406,891)	(200,735)	16,542,428	1,379,638
営業費用					
支払利息	3 (b)	—	—	6,228	519
販売報酬	7 (d)	1,418,311	118,287	1,346,658	112,311
投資顧問報酬	7 (a)	1,411,739	117,739	1,346,658	112,311
管理報酬	7 (b)	89,488	7,463	84,166	7,019
管理事務代行報酬	7 (c)	66,938	5,583	74,039	6,175
代行協会員報酬	7 (g)	52,940	4,415	50,500	4,212
弁護士報酬		41,500	3,461	41,387	3,452
保管報酬	7 (f)	36,078	3,009	29,421	2,454
監査報酬		24,769	2,066	20,480	1,708
受託報酬	7 (e)	17,647	1,472	16,833	1,404
名義書換事務代行報酬	7 (h)	17,647	1,472	16,833	1,404
その他の費用		823	69	1,271	106
営業費用合計		3,177,880	265,035	3,034,474	253,075
営業による純利益／（損失）		(5,584,771)	(465,770)	13,507,954	1,126,563
財務費用：					
参加受益者に対する分配金	3 (h)、10	9,859,778	822,305	12,930,248	1,078,383
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		(15,444,549)	(1,288,075)	577,706	48,181

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書（無監査）
2015年10月1日から2016年3月31日までの期間

	注記	2016年3月31日		2015年9月30日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期首残高		379,206,799	31,625,847	272,980,557	22,766,578
買戻可能参加受益証券の発行による収入合計	8	30,354,943	2,531,602	223,033,822	18,601,021
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払合計	8	(60,989,242)	(5,086,503)	(106,010,309)	(8,841,260)
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		(15,444,549)	(1,288,075)	(10,797,271)	(900,492)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期末残高		333,127,951	27,782,871	379,206,799	31,625,847

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

キャッシュ・フロー計算書（無監査）

2015年10月1日から2016年3月31日までの期間

	注記	2016年3月31日		2015年3月31日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業による買戻可能参加受益証券の 受益者に帰属する純資産の変動		(15,444,549)	(1,288,075)	577,706	48,181
調整：					
現金に係る為替差益／（差損）		(3,288)	(274)	4,445	371
参加受益者に対する分配金	3 (h)、10	9,859,778	822,305	12,930,248	1,078,383
受取利息		(28,908)	(2,411)	(26,339)	(2,197)
支払利息		—	—	6,228	519
合計		(5,616,967)	(468,455)	13,492,288	1,125,257
営業資産の純（増加）／減少：					
投資売却未収入金		(628,506)	(52,417)	(1,143,419)	(95,361)
その他の資産		(1,725)	(144)	(1,517)	(127)
純損益を通じて公正価値で測定され る金融資産		41,629,116	3,471,868	(94,205,538)	(7,856,742)
営業負債の純増加／（減少）：					
投資購入未払金		37,162	3,099	(4,240,558)	(353,663)
未払販売報酬	7 (d)	(117,402)	(9,791)	118,130	9,852
未払投資顧問報酬	7 (a)	(117,402)	(9,791)	205,938	17,175
未払管理報酬	7 (b)	(8,421)	(702)	14,761	1,231
未払管理事務代行報酬	7 (c)	17,192	1,434	(8,423)	(702)
未払弁護士報酬		3,295	275	29,294	2,443
未払保管報酬	7 (f)	13,990	1,167	(14,213)	(1,185)
未払代行協会員報酬	7 (g)	(4,403)	(367)	7,723	644
未払監査報酬		(30,086)	(2,509)	20,480	1,708
未払受託報酬	7 (e)	5,211	435	(3,782)	(315)
未払名義書換事務代行報酬	7 (h)	5,211	435	(3,782)	(315)
純損益を通じて公正価値で測定され る金融負債		5,177,209	431,779	205,965	17,177
営業活動による／（に使用された） キャッシュ		40,363,474	3,366,314	(85,526,653)	(7,132,923)
利息受取額		28,908	2,411	26,339	2,197
利息支払額		—	—	(6,228)	(519)
営業活動による／（に使用された） 正味キャッシュ		40,392,382	3,368,725	(85,506,542)	(7,131,246)

注記	2016年3月31日		2015年3月31日	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
買戻可能参加受益証券の発行による収入	30,343,061	2,530,611	154,104,861	12,852,345
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支出	(60,407,628)	(5,037,996)	(54,260,081)	(4,525,291)
参加受益者に対する分配金	(9,859,778)	(822,305)	(12,930,248)	(1,078,383)
財務活動による／（に使用された）正味キャッシュ	(39,924,345)	(3,329,690)	86,914,532	7,248,672
現金に係る為替差益／(差損)	3,288	274	(4,445)	(371)
現金の純増加／（減少）	471,325	39,309	1,403,545	117,056
現金および現金同等物期首残高	4,856,600	405,040	5,316,110	443,364
現金および現金同等物期末残高	5,327,925	444,349	6,719,655	560,419

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド**財務書類に対する注記（無監査）****2015年10月1日から2016年3月31日までの期間****1. 組織**

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、MUG C G S ケイマン・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が締結した、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づく2010年2月10日付信託証書（補足または改訂されることがある。以下「信託証書」という。）により設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型免税ユニット・トラストである。トラストは、ミューチュアル・ファンド法（改訂済）により規制されている。

サブ・ファンドの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）が、サブ・ファンドとの投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従って、投資顧問を務めている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資に関する日常業務の監督および監視の責任を負っている。

投資顧問会社は、いずれもゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」という。）の関連当事者である、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（以下「GSシンガポール」という。）およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「GSAMオーストラリア」という。）を、副投資顧問契約および副投資顧問・参加関連会社サービス契約（以下、併せて「副投資顧問契約」という。）に従って副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約に基づき、GSシンガポールおよびGSAMオーストラリアは、サブ・ファンドに対し専門家としての投資の助言を継続的に提供し、サブ・ファンドの代わりにすべての取引を実行および管理する。GSシンガポールおよびGSAMオーストラリアは、副投資顧問契約に基づき提供するサービスの対価として報酬を受け取る。

サブ・ファンドは、以下の日に運用を開始し、受益証券クラスを設定した。

受益証券クラス	運用開始日
豪ドルクラス	2012年9月26日
米ドルクラス	2012年9月26日
円クラス（ヘッジ対象）	2012年9月26日

財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である豪ドル建てで表示されている。投資顧問会社は、この通貨が、サブ・ファンドの基本的な取引、事象および状態の経済的効果を最も正確に示すと考えている。

2. 投資目的

サブ・ファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）の投資目的は、ゴールドマン・サックス・オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドII（以下「マスター・ファンド」という。）を通じて、主に豪ドル建てで発行される期限付劣後債、永久劣後債、優先証券およびシニア債に対して投資を行うことにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。これらの有価証券に関連して、期限付劣後債、永久劣後債および優先証券を「ハイブリッド証券」と総称している。このような投資目的のため、投資家は一定の特有のリスクにさらされている。サブ・ファンドが他のファンドに対して行う投資は、各投資対象ファンドの募集書類の諸条件の制約を受けている。

マスター・ファンドの投資目的は、主に、分散されたポートフォリオ（主として豪ドル建てで発行されるハイブリッド証券およびシニア債から構成される。）への資産（現金および現金同等物を除く。）の投資を追求することである。マスター・ファンドは、その他の通貨建てで発行される証券に対して投資を行うこともあれば、固定利付証券、変動利付証券またはフローティング・レート証券に対して投資を行う場合もある。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの投資顧問会社は同一である。

マスター・ファンドは、全般的な投資方針の一環として、デリバティブ金融商品取引（トータル・リターン・スワップ、指数先物、差金決済契約、為替予約およびオプションが含まれるが、これらに限定されない。）を締結する場合がある。

マスター・ファンドは、一定のエクスポージャーをヘッジするために、株式指数先物、銀行手形先物、国債先物、または普通株式（主に空売り）取引を利用する場合がある。

サブ・ファンドの投資が成功する、マスター・ファンドの投資目的が達成される、またはマスター・ファンドのポートフォリオのデザイン、リスク管理およびヘッジ戦略が成功するという保証はない。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの重要な会計方針は統一されている。

フィーダー・ファンドは、2016年3月31日現在、マスター・ファンドの純資産の97.72%を保有し、2015年9月30日現在、マスター・ファンドの純資産の97.57%を保有している。マスター・ファンドは、アイルランド籍の変資本型有限責任投資法人（登録番号307105）である、ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー（以下「法人」という。）のサブ・ファンドであり、サブ・ファンド間の責任が分離されたアンブレラ型ファンドとして設立されている。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドを投資対象としている。2016年3月31日に終了した期間において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ41,419,620豪ドルおよび85,432,405豪ドルであった。2016年3月31日現在、払込義務はなく、サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を1,665,757豪ドルとマスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金を2,294,742豪ドル有していた。2015年9月30日終了年度において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ248,470,704豪ドルおよび147,913,227豪ドルであった。2015年9月30日現在、払込義務はなく、またサブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を1,634,476豪ドルとマスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金を1,665,813豪ドル有していた。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドの買戻可能参加受益証券を購入することにより、マスター・ファンドに対して投資を行っている。マスター・ファンドは、営業日であれば常時、当該受益証券の買戻しに応じている。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値が変動し、これに応じてマスター・ファンドの公正価値が変動することにより、フィーダー・ファンドに損失が生じる可能性がある。

3. 重要な会計方針の要約

(a) 財務書類

財務書類の表示の基礎

当財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成されている。当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ商品を含む。）の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。財務書類の作成には、財務書類および添付の注記の報告金額に影響を与える可能性がある経営者による一定の見積りおよび仮定が要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

i. サブ・ファンドが早期適用した基準、修正および解釈指針

サブ・ファンドが早期適用した基準、修正または解釈指針はなかった。

ii. 2015年1月1日以後開始する会計期間から発効し、サブ・ファンドが適用している基準、修正および解釈指針

サブ・ファンドが適用している基準、修正または現行基準の解釈指針はなかった。

iii. 未発効かつサブ・ファンドが早期適用していない基準、修正および解釈指針

2018年1月1日以後開始する会計期間から適用されるIFRS第9号「金融商品」は、企業が金融資産および金融負債（一部の混合契約を含む。）を分類および測定する方法を明記している。当該基準は、IAS第39号の要求事項と比較して、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し簡素化している。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号における要求事項の大部分は変更されずに引き継がれた。当該基準は、金融資産の分類について一貫したアプローチを適用しており、それぞれ独自の分類基準を有していたIAS第39号における金融商品の区分の多くを置き換えている。経営者は、現在、IFRS第9号の適用がサブ・ファンドに及ぼすと見込まれる影響を評価している。

サブ・ファンドに対して重要な影響を及ぼすと見込まれる未発効のその他の基準、解釈指針または現行基準の修正はない。

(b) 投資取引、関連する投資収益および営業費用

サブ・ファンドは、その投資取引を取引日基準で計上している。実現利得および損失は先入先出法（FIFO）に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、また、受取利息および支払利息は投資の存続期間にわたり発生主義で計上される。受取利息は、市場割引、当初発行時割引の償却およびプレミアムの償却を含み、基礎となる投資の存続期間にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は総額ベースで認識されるが、源泉徴収税（課税される場合）控除後の純額で包括利益計算書に表示される。費用の払戻し（該当がある場合）は包括利益計算書に表示される。

営業費用および設立費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

サブ・ファンドは、募集および設立費用、ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じた当初の費用および継続的な費用（印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、申込契約およびその関連書類のレビューに関連して発生した費用、ならびにサブ・ファンド、管理会社、受託会社、投資顧問会社、グローバル販売会社および管理事務代行会社のその他の費用を含む。）も負担する予定である。サブ・ファンドの募集および設立費用（該当がある場合）は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業（例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）である。組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。(a) 制限された活動、(b) 狭く十分に明確化された目的（例えば、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによ

る投資者への投資機会の提供など）、(c) 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、(d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達。マスター・ファンドは、受益者の選択でプット可能な買戻可能受益証券を発行することによりその営業活動の資金を調達し、受益者に各サブ・ファンドの純資産の比例持分に対する権利を与えている。サブ・ファンドはマスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有している。

マスター・ファンドの持分から生じる損失に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドに対する投資の公正価値総額に相当する。

サブ・ファンドがマスター・ファンドの持分を売却すると、サブ・ファンドのマスター・ファンドによるリスクはなくなる。

2016年3月31日現在、マスター・ファンドの純資産額は、342,149,991豪ドルであった。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

i 分類

サブ・ファンドは、すべての有価証券およびデリバティブ投資を、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の区分に指定している。これらの金融資産および金融負債はトレーディング目的保有またはヘッジ目的に分類される。トレーディング目的保有の金融資産または金融負債は、主に短期間での売却または買戻しを目的として取得または引き受けられるものである。デリバティブもトレーディング目的保有またはヘッジ目的の金融資産または金融負債に分類される。

公正価値で測定されない金融資産には、ブローカーに対する一定の債権、申込受益証券未収入金および未収入金が含まれる。公正価値で測定されない金融負債には、ブローカーに対する一定の債務、買戻受益証券未払金、未払金および買戻可能参加受益証券から生じた金融負債が含まれる。

ii 認識および認識の中止

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日に認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはサブ・ファンドが所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融資産の認識は中止される。

iii 公正価値測定の原則

公正価値で測定される金融資産および金融負債は、IAS第39号およびIFRS第13号に従って評価される。金融資産および金融負債は、取引価格（公正価値）で当初計上され、その後、当初認識後の公正価値で測定される。公正価値で測定される金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、発生した期間に包括利益計算書において表示される。

債権として分類される金融資産は、減損損失（存在する場合）控除後の原価で計上される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、原価で測定される。サブ・ファンドが発行した買戻可能受益証券から発生した金融負債は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残余金額に対する受益者の権利を示す買戻金額で計上される。

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。活発な市場で取引される金融資産および金融負債（公開市場で取引されているデリバティブおよび売買目的有価証券等）の公正価値は、期末の取引終了時点の市場相場価格に基づいている。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って決定される。

(iii 1) 債券

社債から構成される債券は、ディーラーが提供する相場に基づき、または第三者の価格決定サービスを使用して評価される。

(iii 2) 取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資で構成される取引所で取引される金融投資の公正価値は、見積将来取引費用を控除しない期末日現在の市場相場価格に基づく。

(iii 3) 短期金融市場投資

短期金融市場投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

(iii 4) 集団投資スキームに対する持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、それぞれの募集要項で概説されている該当ファンドの評価方針に従い、ファンドの管理事務代行会社が提供した、公表された受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

(iii 5) デリバティブ

デリバティブは、基礎となる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組み合わせからその価値が派生する商品である。デリバティブ商品には、店頭（OTC）デリバティブと呼ばれる個々に交渉される契約の場合、またはデリバティブ商品が取引所に上場され取引されている場合がある。デリバティブ契約は、特定の日に特定の条件で金融商品またはコモディティを購入または売却する、あるいは想定元本または契約上の金額に基づき金利の支払いの流れまたは通貨を交換する、将来のコミットメントを含む場合がある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書において金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動により生じる利得および損失は、未実現利得／（損失）の変動の構成要素として包括利益計算書に反映される。実現利得または損失は、満期時または毎期のキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(iii 5 a) 為替予約

為替予約においては、サブ・ファンドは、将来期日に所定の価格で、別の通貨と引き換えに定められた量のある通貨を受け取るまたは提供することに同意している。同一の想定元本、決済日、取引相手先および純額決済権を有する為替予約の買建と売建は、通常相殺され（その結果、当該取引相手先との正味外貨ポジションはゼロになる。）、取引日に実現利得または損失が認識される。ノン・デリバブル・フォワード為替予約は外貨の受渡しを伴わず、取引相手先と現金で決済される。

為替予約の公正価値は、該当する通貨が取引される主要通貨市場の営業終了時点で影響を受ける可能性がある、想定元本、通貨および満期が同一の新規の為替予約の価格に基づいている。その結果生じるすべての未実現利得および損失は包括利益計算書に計上される。

(iii 6) すべての有価証券およびデリバティブ

市場相場価格が第三者の価格決定サービスもしくはディーラーから入手可能でない場合、または相場が非常に不正確と考えられる場合、投資の公正価値は評価手法を使用して決定される。評価手法には、最近の市場取引の使用、実質的に同一である別の投資の最新の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、または実際の市場取引において得られた信頼できる見積価格を提供するその他の手法が含まれる。

このような有価証券およびデリバティブは、評価者によって決定される実現可能価額で評価されなければならない。2016年3月31日に終了した期間および2015年9月30日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーであり、評価業務は投資運用部門（IMD）のコントローラーにより実施された。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用を要求する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値を決定するために評価者が利用された有価証券はない。

iv 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

公正価値ヒエラルキーのレベル間で振替がある場合は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物（一定額の現金に容易に換金可能で、価値変動リスクに重要性がない流動性の高い短期投資）は、定期預金および譲渡性預金を含み、公正価値に近似している償却原価で評価される。

譲渡性預金および定期預金は、短期で流動性が高く一定額の現金に容易に換金可能であり、価値変動リスクに重要性がないため、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から現金および現金同等物に組み替えられた。

(e) ブローカーに対する債権／債務

ブローカーに対する債権は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先から受け取る現金および証拠金からなる。ブローカー／銀行に対する債務は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先に支払う現金および証拠金からなる。ブローカーに対する債権／債務残高は取得原価で評価される。ブローカーに対する債権額およびブローカーに対する債務額は、サブ・ファンドのブローカー勘定において現金で決済される金額を表している。これらの残高は、清算機関とのスワップおよび先物取引に係る担保として保有する現金およびサブ・ファンドの先物決済業者に対して現金で支払う先物取引の証拠金に関連している。

証拠金額はブローカーに対する債権／債務に含まれる。ブローカーに対する債権／債務がある場合は、2016年3月31日および2015年9月30日現在の財政状態計算書においてそれぞれ開示されている。

(f) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢外国為替レートで換算される。外貨建のサブ・ファンドの資産および負債は、期末日現在の実勢外国為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。

換算により生じた外貨換算差額ならびに資産および負債の処分または決済に係る実現利得および損失は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される投資に関連する外貨換算利得または損失、および貨幣性項目（現金を含む。）に関連するその他のすべての外貨換算利得または損失は、包括利益計算書において投資に係る実現純利得／（損失）または投資に係る未実現利得／（損失）の純変動額に反映される。

(g) 買戻可能受益証券

サブ・ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日現在のサブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する価値での現金による買戻しを求める権利を受益者に付与している。IAS第32号に従って、同一の特徴を有していない買戻可能参加受益証券は、財政状態計算書において買戻金額の価値で金融負債として分類されている。サブ・ファンドは、募集要項に従って受益証券を買戻す契約上の義務がある。

(h) 買戻可能受益証券の受益者に対する支払分配金

買戻可能参加受益証券の受益者に対して提案された分配金は、適切に承認された時点で包括利益計算書に認識される。サブ・ファンドのプッタブル金融商品は負債として分類されるため、分配金は包括利益計算書において財務費用として認識される。

4. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

IFRS第13号の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りである。

- レベル1－同一の、制限のない資産または負債について、測定日現在入手可能な活発な市場における無調整の相場価格
- レベル2－活発でない市場における相場価格または重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な金融商品（類似する有価証券の相場価格、金利、外国為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない。）。これには、公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。
- レベル3－重要な観察可能でないインプット（公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。）が必要な価格または評価

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、当該公正価値測定が全体として重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されなければならない。この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に照らして評価される。公正価値測定が観察可能でないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3の測定である。公正価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に固有の要因を考慮して判断することが必要である。

2016年3月31日および2015年9月30日現在、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、基礎となるファンドに対する投資が含まれており、上記の会計方針に従い公正価値で測定されている。基礎となるファンドの受益証券は、公に取引されていない。このため、投資元のファンドから請求された場合に限り買戻しが行われ、また買戻しには募集書類に定められた所定の通知期間を設けなければならない。その結果、基礎となるファンドの帳簿価額は、買戻時に最終的に実現する価値を必ずしも表していない。

基礎となるファンドに対する投資の公正価値は、主に、基礎となるファンドの管理事務代行会社からの報告による入手可能な直近の買戻価格に基づいている。投資元のファンドは、基礎となるファンドに対する持分またはその基礎となる投資の流動性、提供された純資産額の評価日および買戻に係る制約を考慮した上で、公正価値に対して修正を行う場合がある。

以下の表は、前述の異なる3つのレベルに分析された、公正価値で認識された金融資産および金融負債を表している。

公正価値で測定される金融資産

2016年3月31日現在

2016年3月31日の公正価値測定				
	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	334,358,774	—	—	334,358,774
為替予約	—	246,429	—	246,429
合計	334,358,774	246,429	—	334,605,203

公正価値で測定される金融負債

2016年3月31日現在

2016年3月31日の公正価値測定				
	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	—	5,293,715	—	5,293,715
合計	—	5,293,715	—	5,293,715

公正価値で測定される金融資産

2015年9月30日現在

2015年9月30日の公正価値測定

	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	375,965,603	—	—	375,965,603
為替予約	—	268,716	—	268,716
合計	375,965,603	268,716	—	376,234,319

公正価値で測定される金融負債

2015年9月30日現在

2015年9月30日の公正価値測定

	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	—	116,506	—	116,506
合計	—	116,506	—	116,506

2016年3月31日に終了した期間および2015年9月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間での振替はなかった。

公正価値で測定されていない財政状態計算書に含まれるその他の資産および負債の帳簿価額は、公正価値に近似しており、レベル2のインプットを使用して決定されている。

5. 金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

サブ・ファンドは、契約上の権利をより明確にし、サブ・ファンドが取引相手先リスクを最小化するために有用な権利を確保するために、デリバティブ契約の相手先と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約（以下「ISDAマスター契約」という。）またはこれに類似する契約を締結する場合がある。ISDAマスター契約は、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するもので、典型的には特に、債務不履行および／または終了事象が生じた場合の担保差入条件および相殺条項を含むサブ・ファンドと取引相手先との間の双務契約である。ISDAマスター契約の条項は、取引相手先の倒産または支払不能を含む債務不履行または類似事象が生じた場合に相殺額を一括清算すること（クローズアウト・ネットिंग）を通常認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブで異なっている。上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび中央清算スワップ）については、これらの種類の金融商品を規定する契約に従って、証拠金の要件がブローカーまたは清算機関によって設定される。ブローカーは、一定の状況下で最低金額を超える証拠金を求めることができる。店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび一定のスワップ）の場合、担保条件は契約により異なる。ISDAマスター契約に基づき取引されるデリバティブの場合、担保の要件は、通常、この契約に基づく各取引の時価を相殺し、当該金額をサブ・ファンドおよび取引相手先が現在差し入れている担保の価値と比較

することにより計算される。さらに、サブ・ファンドは当初証拠金の形態で取引相手先に追加担保の差し入れを要求される場合があり、この条件の概要は店頭取引の確認書に記載されている。

財務報告目的上、サブ・ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保および取引相手先から受け取った現金担保がある場合には、ブローカーに対する債権／債務として財政状態計算書上で区分して報告される。サブ・ファンドが差し入れた現金以外の担保がある場合は、投資明細表に記載される。通常、取引先からの受入担保または取引先に対する差入担保の金額は、取引の履行が求められる前に最低取引金額基準を超過していなければならない。契約上またはそれ以外の理由で、取引相手先に対するサブ・ファンドの債権金額が完全に担保されていない金額の範囲で、サブ・ファンドは、取引相手先の債務不履行による損失リスクを負担する。サブ・ファンドは、財政状態が良好であると考えられる取引相手先とのみ契約を締結し、これらの取引相手先の財政状態の安定性を監視することにより、取引相手先リスクの軽減に努めている。

さらに、資産と負債の相殺および差入担保と受入担保の相殺は、ISDAマスター契約または類似の契約における相殺に係る契約条項に基づいている。しかし、取引相手先の債務不履行または支払不能が生じた場合、裁判所は、特定の管轄区域の破産または支払不能に関する法律に基づく相殺権の強制に対する制限または禁止により、このような権利に法的強制力がないと決定することができる。

2016年3月31日現在

取引相手先	デリバティブ 資産 ⁽¹⁾	デリバティブ 負債 ⁽¹⁾	デリバティブ 資産（負債） 純額	差入（受入） 担保 ⁽¹⁾	純額 ⁽²⁾
	先渡*	先渡*			
シティバンク	1,128	(86)	1,042	—	1,042
H S B C バンク・ピーエルシー	8,606	(1,761,083)	(1,752,477)	—	(1,752,477)
ロイヤルバンク・オブ・カナダ	236,695	(1,756,571)	(1,519,876)	—	(1,519,876)
ロイヤルバンク・オブ・スコット ランド・ピーエルシー	—	(17,989)	(17,989)	—	(17,989)
ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー	—	(1,757,986)	(1,757,986)	—	(1,757,986)
合計	246,429	(5,293,715)	(5,047,286)	—	(5,047,286)

(1) 総額は相殺可能だが、財政状態計算書では相殺されていない。

(2) 純額は、契約上の相殺権の取り決めにに基づき、債務不履行が生じた場合の取引相手先に対する債権（債務）の純額を示す。

* 投資明細表における為替予約の表は、それぞれの取引相手先の決済日による契約の純額に基づき表示されており、総資産および総負債にまとめることはできない。

2015年9月30日現在

取引相手先	デリバティブ 資産 ⁽¹⁾	デリバティブ 負債 ⁽¹⁾	デリバティブ 資産（負債） 純額	差入（受入） 担保 ⁽¹⁾	純額 ⁽²⁾
	先渡*	先渡*			
パークレイズ・バンク・ピーエルシー	6,158	(6,300)	(142)	—	(142)
シティバンク	87,074	—	87,074	—	87,074
H S B Cバンク・ピーエルシー	—	(48,013)	(48,013)	—	(48,013)
J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー	78,365	(43,727)	34,638	—	34,638
ロイヤルバンク・オブ・カナダ	—	(328)	(328)	—	(328)
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー	—	(18,138)	(18,138)	—	(18,138)
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	97,119	—	97,119	—	97,119
合計	268,716	(116,506)	152,210	—	152,210

(1) 総額は相殺可能だが、財政状態計算書では相殺されていない。

(2) 純額は、契約上の相殺権の取り決めにに基づき、債務不履行が生じた場合の取引相手先に対する債権（債務）の純額を示す。

* 投資明細表における為替予約の表は、それぞれの取引相手先の決済日による契約の純額に基づき表示されており、総資産および総負債にまとめることはできない。

6. 税金

ケイマン諸島において、現在、法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはサブ・ファンドの利益に適用されるその他の税金はない。また、ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税もない。受託会社は、信託法（改訂済）第81条に従って、ケイマン諸島で今後制定される以下の法律、すなわち収益または資本資産、資本利得（キャピタル・ゲイン）もしくは資本増価益に対する税金（taxes or duty）、または遺産税もしくは相続税の性質の税金を課すいかなる法律も、マスター・トラストの設定日から50年間は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドのもとで生じた収益に対して、または当該資産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の保証を求めて、ケイマン諸島の内閣長官に申請し当該保証を取得した。ただし、いずれかの期間にケイマン諸島に居住している、または住所を有している受益者（公益信託または権利の対象となる者、あるいはケイマン諸島で設立された免税または通常の非居住者である法人を除く）は、かかる保証が一切付されず、信託法の該当する項が、ケイマン諸島に居住する、または住所を有する受益者を信託法において定める税金を課す法律から免除することはないものとして、かかる期間にすべての税金を負う責任を有する。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に拠点を置く事業体が発行する有価証券に対して投資している。これら国外の多くの国々には、サブ・ファンドのような非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示す税法が存在する。これらのキャピタル・ゲイン税は、一般的に申告納税方式での算定が求められるため、サブ・ファンドのブローカーから源泉徴収方式で控除されない場合がある。

I A S第12号「法人所得税」に従って、関連する税務当局がすべての事実および状況を熟知していると仮定した場合に、外国の税法が同国を源泉とするサブ・ファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債の評価を求める可能性が高い場合には、サブ・ファンドは税金負債を認識する必要がある。

また、税金負債は、報告期間の末日において制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関連する税務当局に納付されると予想される額で算定される。制定された税法をオフショアの投資ファンドに適用する方法が不明確な場合もある。これにより、サブ・ファンドによって最終的に税金負債が支払われるか否か不確実性が生じる。このため、不確実な税金負債を測定する際に、経営者は、支払可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての事実および状況（関連する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。）を考慮する。

2016年3月31日に終了した期間および2015年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは外国のキャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息および罰金をゼロと測定した。これは経営者の最善の見積りを表しているが、依然として外国の税務当局がサブ・ファンドが獲得したキャピタル・ゲインに対する税金を徴収しようとするリスクがある。これは事前通告なく、遡及的に行われる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失をもたらす可能性がある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問契約の条件に基づき、受託会社は、四半期末の最終営業日に決定されるサブ・ファンドの平均純資産額（該当する歴四半期の申込み、買戻しおよび分配調整後）の0.80%に相当する金額を四半期報酬（毎日発生し、四半期毎に算定され、後払いされる。）として、サブ・ファンドの資産から投資顧問会社に支払う。また、投資顧問会社の同意を条件として、受託会社は、報酬を放棄させる権利、より多額のまたは少額の報酬を課す権利、投資顧問報酬の全部または一部を投資顧問会社の関係会社を含む受益者（あるいは、投資顧問会社、受託会社および該当する受益者が同意した場合には、その後発行された受益証券クラス）に払い戻す権利を留保している。投資顧問報酬は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

サブ・ファンドは、基礎となるファンドに投資を行っており、基礎となるファンドもまた、G S A M オーストラリアおよびG S シンガポールの関連当事者である副投資顧問会社に投資顧問報酬を支払っている。サブ・ファンドは、基礎となるファンドによって支払われた費用を間接的に負担している。以下の表は、基礎となるファンドの報酬率を示しており、これは以下の通りである。

基礎となるファンド	年間報酬率 (%)
ゴールドマン・サックス・オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド II、クラスI O (A c c) 豪ドル建受益証券	ゼロ

(b) 管理報酬

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」または「管理会社」という。）がサブ・ファンドの管理会社を務めている。

MUGCは、ルクセンブルグ大公国において商業銀行として認可されており、金融セクター監督委員会（以下「CSSF」という。）によって規制される。同社は、株式会社東京銀行の過半数所有子会社として1974年4月11日にルクセンブルグで設立された有限責任会社である。

受託会社は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.05%に相当する金額を管理報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いされる。）として、サブ・ファンドの資産から管理会社に支払う。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の管理報酬は、包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(c) 管理事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）がサブ・ファンドの管理事務代行会社である。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの代わりに一定の日常管理業務を行う。これには、サブ・ファンドの帳簿および記録の維持、純資産額の算定ならびにサブ・ファンドの費用の支払が含まれる。

BBHへの報酬（資産に基づくもの、保管、取引、サービス提供およびその他に係る報酬を含む。）は、適宜投資顧問会社の合意を得た場合にサブ・ファンドの資産からのみ支払われる。さらに、月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、取引種類別に区分され、報酬率が適用される。サブ・ファンドはこの報酬を毎月後払いで支払う。

月末の平均純資産に係る管理事務代行会社への年間報酬は、以下の表に基づきサブ・ファンドレベルで評価される。

資産500百万米ドルまで	3.0ベース・ポイント
資産500百万米ドル超10億米ドルまで	2.0ベース・ポイント
資産10億米ドル超	1.5ベース・ポイント

管理事務代行報酬は、豪ドルから米ドルに換算されている。

管理事務代行報酬は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(d) 販売報酬

受託会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整したサブ・ファンドの平均純資産額の0.80%に相当する報酬を、グローバル販売会社に支払う。当該報酬は日次で発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(e) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがサブ・ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、信託宣言の条項に従って、サブ・ファンドの資産の全般的な監督責任を負っている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.01%に相当する金額を報酬として毎月後払いで受託会社に対して支払う。

受託報酬は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(f) 保管報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産の保管に関する責任をBBHに委任している。保管会社は、制限を受けることなく、保管、現金および有価証券の預託に関する通常業務を行う。有価証券の保管に係る報酬は月毎に課される。月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、発行地の国別に区分される。各有価証券に関して米ドル相当の公正価値が算定され、発行地の国別に報酬率が適用される。

保管報酬は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(g) 代行協会員報酬

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、サブ・ファンドの日本における代行協会員を務め、サブ・ファンドの平均純資産額の0.03%を請求している。

代行協会員報酬は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(h) 名義書換事務代行報酬

BBHは、サブ・ファンドの名義書換事務代行会社を務めている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.01%に相当する金額を毎月後払いで名義書換事務代行会社に対して報酬として支払う。

名義書換事務代行報酬は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

8. 買戻可能参加受益証券

クラス	発行価格	初回申込最低金額
豪ドル	10豪ドル	100豪ドル
日本円（ヘッジ対象）	10,000円	10,000円
米ドル	10米ドル	100米ドル

受益証券は、各営業日の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売される。

受益証券は、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。受益証券は、適用される買戻日の営業終了時の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。ただし、投資顧問会社が自己の裁量で、当該買戻しに関連して発生した費用をこの金額から減額できるものとされている。

また、マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。

2016年3月31日および2015年9月30日現在、当該サブ・ファンドの受益者は、管理会社の関連当事者である三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社およびSMBC日興証券株式会社の2社である。

以下は、当該サブ・ファンドの受益証券の変動の要約である。

	受益証券口数		
	豪ドルクラス	円クラス (ヘッジ対象)	米ドルクラス
2014年9月30日現在残高	13,247,424	817,532	6,035,098
買戻可能参加受益証券の申込み	8,204,585	778,849	7,083,729
買戻可能参加受益証券の買戻し	(3,241,215)	(442,321)	(3,106,481)
2015年9月30日現在残高	18,210,794	1,154,060	10,012,346
買戻可能参加受益証券の申込み	1,094,428	39,731	1,944,027
買戻可能参加受益証券の買戻し	(2,550,061)	(281,918)	(971,549)
2016年3月31日現在残高	16,755,161	911,873	10,984,824

9. 受益証券1口当たり純資産価格

発行または買戻される買戻可能参加受益証券に関する受取対価または支払対価は、取引日現在のサブ・ファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

サブ・ファンドの各発行済受益証券クラスの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格は以下の通りである。

受益証券クラス	2016年3月31日		2015年9月30日	
	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格
豪ドルクラス	147,236,184豪ドル	8.787512豪ドル	165,778,467豪ドル	9.103308豪ドル
円クラス (ヘッジ対象)	95,206,771豪ドル	9,027.091273円	128,111,657豪ドル	9,336.451180円
米ドルクラス	90,684,996豪ドル	6.350528米ドル	85,316,675豪ドル	5.983975米ドル

10. 分配金

分配は投資顧問会社の選択により行われ、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した期間における分配金宣言額および支払額は、包括利益計算書において開示されており、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産が金融負債として分類されている。受益者へ分配を行うことにより、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減少するが、受益者1人当たり受益証券口数に相応する変動は生じない。これにより受益者によるサブ・ファンドに対する投資総額は減少する。さらに、サブ・ファンドの営業による純利益／（損失）累計額を超過する分配金が1会計年度内に支払われた場合、分配金の一部は資本の払い戻しとなる。

11. 金融投資および関連リスク

サブ・ファンドの投資活動により、マスター・ファンドが投資する金融投資および市場に関連する様々な種類のリスクにサブ・ファンドはさらされている。これらはデリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、期末現在において単一の基礎となるファンドおよびデリバティブ投資で構成されている。受託会社はサブ・ファンドの投資リスクを管理するために、副投資顧問会社を任命した。サブ・ファンドがさらされている重要な金融リスクの種類は市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。募集要項には、これらのリスクおよびその他の種類のリスクの詳細が記載されており、当財務書類においては提供されていない情報も含まれている。

資産配分は、注記2に詳述された投資目的を達成するため、資産配分を管理するサブ・ファンドの副投資顧問会社によって決定される。投資目的の達成にはリスクを伴う。副投資顧問会社は、投資意思決定を行う際には、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または目標とする資産配分からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、サブ・ファンドの副投資顧問会社によって監視される。

同一の基礎となるファンドに対して複数の投資ビークルが投資を行うという状況は、投資家に一定の特有のリスクを与えている。サブ・ファンドは、同一の基礎となるファンドに対して投資を行う他の事業体の行動により、著しく影響を受ける可能性がある。例えば、基礎となるファンドの他の受益者が、持分の一部または全部を換金する場合、当該サブ・ファンドに比例配分される営業費用が増加し、その結果、リターンが減少する可能性がある。同様に、基礎となるファンドの他の受益者が換金を行うことにより、基礎となるファンドの分散度合いが低下し、その結果、ポートフォリオ・リスクが増加する可能性がある。基礎となるファンドは、一部の直接もしくは間接の投資家に係る規制上の制限またはその他の理由により、その投資活動を制限したり、一定の商品に対する投資ができない場合があり、このことが、基礎となるファンド（ひいてはサブ・ファンド）のパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性がある。

トラストが採用したリスク管理方針は、以下に詳述されている。

(a) 市場リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値の変動可能性は市場リスクと呼ばれている。一般的に利用される市場リスクの種類には、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれている。

- ・通貨リスクは、直物為替相場、先物為替相場および為替相場のボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・金利リスクは、様々なイールドカーブの水準、傾斜および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる変動以外の市場価格の変動の結果として投資の価値が変動するリスクであり、個々の株式、株式バスケット、株式指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。

市場リスクに関する戦略は、サブ・ファンドの投資リスクおよび目標リターンによって決定される。

市場リスクは、リスク・バジェットリング方針の適用を通じて管理されている。副投資顧問会社は、リスク・バジェットリングのフレームワークを使用して、トラッキング・エラーと一般に呼ばれる適切なリスク目標を決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、副投資顧問会社が取った市場リスクを独立して監視、分析および報告する責任を負っている。IMD MRAは、感応度の測定およびトラッキング・エラーを含む市場リスクを監視するため多数のリスク測定基準を使用している。

報告日現在のサブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細表に開示されている。個々の債券、株式、集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、個別に開示されている。

(i) 通貨リスク

ポートフォリオの各通貨クラスは、それぞれの関係通貨に対するヘッジを追求する（以下で説明する米ドルクラスを除く）。これは、クラス・ヘッジと呼ばれる。さらに、受益者が受益者自身の法域の自国通貨以外のクラス通貨に関してヘッジを行うヘッジ対象クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は当該クラスの通貨が自国通貨に対して価値が下がるという重要なリスクにさらされる。

関連するクラスの通貨に対するヘッジは、必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、当該受益証券が発行された通貨の為替変動の影響を受ける可能性がある。

サブ・ファンドの資産は豪ドル建てであるため、米ドルクラスの価値は、本来のパフォーマンスにかかわらず、米ドル／豪ドルの為替レートに応じて変動する。

原則として、米ドルクラスを除くサブ・ファンドの各クラスは各クラスの通貨に対してヘッジされている。通貨クラスの代わりにサブ・ファンドが行ったヘッジ活動に関するヘッジ利得および損失は、それぞれの通貨クラスにのみ配分される。

サブ・ファンドは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債部分の価値に悪影響が生じる形で、機能通貨の換算レートがその他の外国通貨に対して変動するリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建ての投資が詳細にリストアップされたサブ・ファンドの投資明細表を参照のこと。2016年3月31日および2015年9月30日現在、ほぼすべての豪ドル以外の通貨建ての投資は豪ドルに対してヘッジされていた。これは、ポートフォリオ・ヘッジと呼ばれる。

投資家が、投資しているサブ・ファンドの基準通貨と異なる通貨の受益証券クラスに対して投資する場合、投資家の通貨リスクは、サブ・ファンドの通貨リスクとは異なる。

2016年3月31日および2015年9月30日現在、サブ・ファンドは重要な通貨リスク・エクスポージャーを有していなかった。

以下の表は、通貨市場の変動に関連する利得および損失の感応度分析を示している。この感応度分析は、マスター・ファンドの基準通貨に対するその他すべての通貨の変動に基づいている。各行は、最終的なファンドの純利益合計に対する各通貨の寄与率を示しており、各関連通貨の受益証券1口当たり純資産価格に影響を与える。通貨リスクの感応度分析には貨幣性項目および非貨幣性項目が含まれ、また、デリバティブの使用によるヘッジ効果も考慮されている。

以下のサブ・ファンドに関する分析は、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーに基づき表示されている。

通貨が15%上昇／下落した場合の純資産額に対する影響
基準通貨は米ドル

通貨	2016年3月31日 上昇	2016年3月31日 下落	2015年9月30日 上昇	2015年9月30日 下落
円	0.3%	(0.3%)	—	—
純資産に対する影響	0.3%	(0.3%)	—	—

ファンドの純利益合計への影響はないものの、米ドルクラスの価値は、米ドル／豪ドルの為替レートに応じて変動する。そのため、米ドルの15%の上昇／下落は、それぞれの米ドルクラスの純資産に＋／－15%の影響を与えるが、その他のクラスには影響を与えない。

クラス・ヘッジのためのエクスポージャーを除き、2016年3月31日に終了した期間および2015年9月30日終了年度において、サブ・ファンドには、ヘッジ考慮後で純資産額の＋／－5%超の通貨の集中はなかった。

マスター・ファンドに関しては、2016年3月31日および2015年9月30日現在、ヘッジ考慮後で純資産額の5%超の通貨の集中はなかった。

(ii) 金利リスク

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、固定利付証券および社債に投資できる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は、契約終了時または有価証券の売却時に類似水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現行の金利の変動または将来の予測金利の変動により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落する。通常、金利の下落はその逆の影響をもたらす。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品またはゼロ金利商品に投資できる。

2016年3月31日および2015年9月30日現在、サブ・ファンドは重要な直接的な金利リスク・エクスポージャーを有していなかった。しかし、サブ・ファンドはマスター・ファンドの投資ポートフォリオを通じて間接的な金利エクスポージャーを有していた。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下の通りであった。

2016年3月31日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	5,323,517	—	—	4,408	5,327,925
トレーディングおよび／またはヘッジ目的保有金融資産	—	—	—	334,605,203	334,605,203
投資売却未収入金	—	—	—	2,294,742	2,294,742
その他の資産	—	—	—	1,647,623	1,647,623
資産合計	5,323,517	—	—	338,551,976	343,875,493
負債					
トレーディングおよび／またはヘッジ目的保有金融負債	—	—	—	5,293,715	5,293,715
投資購入未払金	—	—	—	1,671,638	1,671,638
その他の負債	—	—	—	3,782,189	3,782,189
受益者に帰属する純資産を除く負債合計	—	—	—	10,747,542	10,747,542

2015年9月30日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	4,853,527	—	—	3,073	4,856,600
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	—	—	—	376,234,319	376,234,319
投資売却未収入金	—	—	—	1,666,236	1,666,236
その他の資産	—	—	—	1,634,016	1,634,016
資産合計	4,853,527	—	—	379,537,644	384,391,171
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	—	—	—	116,506	116,506
投資購入未払金	—	—	—	1,634,476	1,634,476
その他の負債	—	—	—	3,433,390	3,433,390
受益者に帰属する純資産を除く負債合計	—	—	—	5,184,372	5,184,372

マスター・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは、以下の通りであった。

2016年3月31日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	283,046,788	33,906,614	11,380,428	7,367,390	335,701,220
資産合計	283,046,788	33,906,614	11,380,428	7,367,390	335,701,220
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	—	—	—	119,533	119,533
受益者に帰属する純資産を除く負債合計	—	—	—	119,533	119,533

2015年9月30日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	299,663,194	51,670,304	17,869,211	9,858,857	379,061,566
資産合計	299,663,194	51,670,304	17,869,211	9,858,857	379,061,566
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	—	—	—	—	—
受益者に帰属する純資産を除く負債合計	—	—	—	—	—

(iii) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、個々の投資もしくは発行体に固有の要因、または市場で取引される金融投資に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかにかかわらず、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果として金融投資の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上されるため、すべての市況の変動が買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に直接的に影響を与える。

当サブ・ファンドの集団投資スキーム／ミューチュアル・ファンドに対する投資は、該当ファンドの目論見書に要約されている評価方針に従って、基礎となるファンドにより提供される純資産額に基づいている。ミューチュアル・ファンドの資産は、一般的に独立の第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると推測されるが、ミューチュアル・ファンドの一定の有価証券またはその他の資産には、容易に確認できる市場価格がない状況がありうる。そのような状況下では、該当するミューチュアル・ファンドの管理会社が当該有価証券または商品进行评估することが必要となる可能性がある。

以下のサブ・ファンドに関する分析は、基礎となるファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーに基づき表示されている。

15%の価格変動が純資産額に与える影響

	2016年3月31日 上昇	2016年3月31日 下落	2015年9月30日 上昇	2015年9月30日 下落
銀行	5.3%	(5.3%)	5.1%	(5.1%)
金融	2.4%	(2.4%)	2.4%	(2.4%)
ホテル、モーター、旅館およびカジノ	0.6%	(0.6%)	0.6%	(0.6%)
保険	1.6%	(1.6%)	1.4%	(1.4%)
石油およびガス	1.0%	(1.0%)	0.9%	(0.9%)
その他	3.6%	(3.6%)	3.8%	(3.8%)
ポートフォリオ合計	14.5%	(14.5%)	14.2%	(14.2%)

(iv) 感応度分析の限界

上記の感応度分析には以下のいくつかの限界が含まれている。

- ・当該分析は過去のデータに基づくものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性水準が過去の傾向と無関係の可能性あることを考慮できない。
- ・当該分析は、明確で正確な数値というよりは相対的なリスクの見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すものであり、予測を意図するものではない。
- ・将来の市況は過去の実績と大きく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが、現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する可能性があるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、取引先や主要なブローカーの条件・約款違反が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはトラストまたは第三者に影響を与える運用上の問題など、サブ・ファンドの管理外の出来事により発生する可能性がある。また、資産の売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約に対する投資（これは、組織化された公開市場では取引されておらず、流動性が低い場合がある。）および発行規模の相当な割合を占める商品に対する投資が含まれている。その結果、サブ・ファンドは、要求に応じるため、または特定の発行体の信用力の悪化のような特定の事象に対応するために、これらの投資を公正価値に近い金額で迅速に現金化できない可能性がある。投資ポジションの強制的な現金化を行うことにより財務的損失が生じる可能性がある。

サブ・ファンドの投資には、集団投資スキームが含まれている。ミューチュアル・ファンドは、サブ・ファンドの買戻制限よりも厳しい買戻し制限が課されている場合がある。これは、サブ・ファンドが受益者に対して認めるよりも少ない頻度でしか買戻日を認めないことを含む場合がある。

サブ・ファンドは、受益証券の申込みおよび買戻しを行っているため、募集要項の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドの募集要項は日々の受益証券の申込みおよび買戻しについて規定している。

サブ・ファンドの受益証券の大量の買戻しの場合には、サブ・ファンドは買戻しのための現金を調達するために、他の望ましい方法よりも迅速に投資の現金化を要求される可能性があるが、サブ・ファンドは、通常の流動性要求を満たすのに十分な流動性投資を含めるよう管理されている。買戻しに対応するためにより多くの流動性資産が売却される場合には、これらの要因は、買戻受益証券の価値、流通している受益証券の評価およびサブ・ファンドの残りの資産の流動性に悪影響を与える可能性がある。

受託会社は、一定の状況下で買戻しを制限または一時中止する場合がある。これには、純資産額の算定が一時中止された場合、買戻しの要求に応じるためにトラストの資産の一部または全部を処分することが、受託会社の合理的な意見では受益者に不利益をもたらすと見込まれる場合、または受託会社の管理の及ばない異常な状況下にある場合を含むが、これらに限定されない。受託会社は、すべての買戻しに関して投資顧問会社と協議の上で、I F R Sによって留保が要求されていない場合でも、買戻金額から、費用、負債または偶発事象に関する金額を留保することができる。

以下の表は、2016年3月31日および2015年9月30日現在におけるサブ・ファンドの潜在的な最短の決済期日に基づく契約上の満期別の金融負債のキャッシュ・フローの詳細である。満期の金額は、割引の影響が重要でないため帳簿価額で示されている。デリバティブは、それらの管理方法である正味現在価値で示されている。

2016年3月31日

負債	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以内	1年超	合計
為替予約	5,293,715	—	—	5,293,715
買戻受益証券未払金	2,253,061	—	—	2,253,061
投資購入未払金	1,671,638	—	—	1,671,638
未払販売報酬	658,808	—	—	658,808
未払投資顧問報酬	658,808	—	—	658,808
未払管理報酬	43,679	—	—	43,679
未払管理事務代行報酬	43,467	—	—	43,467
未払弁護士報酬	32,120	—	—	32,120
未払保管報酬	26,026	—	—	26,026
未払代行協会員報酬	24,705	—	—	24,705
未払監査報酬	18,009	—	—	18,009
未払受託報酬	11,753	—	—	11,753
未払名義書換事務代行報酬	11,753	—	—	11,753
*受益者に帰属する純資産	333,127,951	—	—	333,127,951
負債合計	343,875,493	—	—	343,875,493

* 要求払である。

2015年9月30日

負債	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以内	1年超	合計
為替予約	116,506	—	—	116,506
買戻受益証券未払金	1,671,447	—	—	1,671,447
投資購入未払金	1,634,476	—	—	1,634,476
未払投資顧問報酬	776,210	—	—	776,210
未払販売報酬	776,210	—	—	776,210
未払管理報酬	52,100	—	—	52,100
未払監査報酬	48,095	—	—	48,095
未払代行協会員報酬	29,108	—	—	29,108
未払弁護士報酬	28,825	—	—	28,825
未払管理事務代行報酬	26,275	—	—	26,275
未払保管報酬	12,036	—	—	12,036
未払名義書換事務代行報酬	6,542	—	—	6,542
未払受託報酬	6,542	—	—	6,542
*受益者に帰属する純資産	379,206,799	—	—	379,206,799
負債合計	384,391,171	—	—	384,391,171

* 要求払である。

2016年3月31日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ121,111,280豪ドルおよび126,158,566豪ドルであった。

2015年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ154,573,507豪ドルおよび154,421,297豪ドルであった。

為替予約は通常、純額で決済される。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれている。

レバレッジド・ポジションに関して利用可能な資金調達の満期または終了、レバレッジド・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保差入れ要求、またはサブ・ファンドの資金調達契約の担保掛目その他の条件の変更により、サブ・ファンドの流動性の利用およびレバレッジド・ポジションの維持能力に悪影響が生じる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドは、投資能力の増加、営業費用の手当または取引の決済を含む、あらゆる目的のため、借入を行うことまたはその他の形式のレバレッジ（担保付および無担保）を利用することができる。しかし、レバレッジを得るこのような契約が利用可能な保証はなく、レバレッジが利用可能だとしてもサブ・ファンドが受入可能な契約条件で利用可能な保証はない。また、景気の悪化により、資金調達コストの増加や資本市場の利用制限が生じたり、貸出人がサブ・ファンドへの貸出を延長しない決定をする可能性がある。

また、レバレッジの利用により、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産の公正価値のボラティリティの影響が拡大することでリスクが増加する。

サブ・ファンドの資産の市場価値の下落により、これらの資産の市場価値を担保に借入を行っている場合には、特別な悪影響が生じる可能性がある。これらの資産の市場価値の下落により、サブ・ファンドに対して貸出人（デリバティブの契約相手先を含む。）が追加担保の差入や、サブ・ファンドの最善の利益にならない場合でも資産の売却を要求する可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないために、もう一方の当事者に財務的損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手先またはサブ・ファンドの発行体との取引に関連する信用リスクを軽減する手続を採用している。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、当事者、その事業および風評の信用分析を実施することにより信用力と風評の両方を評価する。その後、承認された取引相手先または発行体の信用リスクは、継続的に監視される（必要に応じた財務書類および中間財務書類の定期的調査を含む。）。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するために、サブ・ファンドが締結した一部の店頭デリバティブ契約は、当該契約に基づき生じた取引の相殺を認めている（直物為替契約のみを行う取引相手先との契約を除く。）。当該相殺権により資産と負債の報告額は相殺されていないが、債務不履行事由または終了事由が生じた場合には、当該契約に基づき取引相手先とのすべての店頭取引が終了し、当該取引相手先に対する債権額と債務額は純額ベースで清算されるため、当該相殺権により、評価益が出ている単一の取引相手先との店頭取引に係る信用リスクは、評価損が出ている同一の取引相手先との店頭取引額まで軽減される。

債券は、発行体または保証会社はその債務に係る元本および利息を支払えないリスクにさらされており、また、金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および一般市場の流動性などの要因による価格のボラティリティにさらされている。

サブ・ファンドは、支払不能、運営、清算または保管会社もしくは副保管会社／受託会社の債権者によるその他の法的保護（以下「支払不能」という。）に関連する多くのリスクにさらされている。これらのリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

- i 保管会社と副保管会社の両方の段階において顧客の資金として取り扱われていない、保管会社または副保管会社が保有するすべての現金（以下「顧客資金」という。）を失うこと。
- ii 保管会社または副保管会社が、サブ・ファンドと合意した手続き（存在する場合）に従って顧客資金として取り扱うことを怠っていたすべての現金を失うこと。
- iii 適切に分離処理がされていないため保管会社と副保管会社の両方の段階において識別されていなかった、サブ・ファンドが保有する有価証券（以下「トラスト資産」という。）または保管会社または副保管会社が保有する顧客資金の一部または全部を失うこと。
- iv 保管会社もしくは副保管会社による誤った口座管理を原因として、または、支払不能の管理費用を支払うための控除を含む、関連するトラスト資産ならびに／もしくは顧客資金の識別および振替のプロセスを原因として、一部または全部の資産を失うこと。
- v 残高の振替の受領および関連する資産に対する支配の再取得が長期間遅れることにより生じる損失。

支払不能は、サブ・ファンドの投資活動に深刻な混乱を引き起こす可能性がある。状況によっては、これにより、投資顧問会社が純資産額の計算および受益証券の取引を一時的に中断する場合がある。

受託会社が保有する現金は、受託会社の現金と一緒にプールされることがあり、受託会社が支払不能となった場合には、サブ・ファンドは、その現金に関して受託会社の一般債権者と同順位になる可能性がある。保管会社が保管する現金以外の資産は分別管理されており、プールされることはないため、支払不能となった場合でも受託会社のその他の債権者は当該資産を利用できない。また、受託会社は、一定の資産をサブ・ファンドの代わりに保管する副保管会社を任命することができる。副保管会社が破産または支払不能となった場合、それらの資産に関するサブ・ファンドの権利は、据置き、制限または縮小される可能性がある。

2016年3月31日および2015年9月30日現在、以下の金融資産（デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権に対する投資）が信用リスクにさらされていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手先の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは以下の通り分析できる。

金融商品の種類	2016年3月31日 (豪ドル)	2015年9月30日 (豪ドル)
現金および現金同等物	5,327,925	4,856,600
為替予約	246,429	268,716
投資売却未収入金	2,294,742	1,666,236
申込受益証券未収入金	1,645,038	1,633,156
その他の資産	2,585	860
合計	9,516,719	8,425,568

オープン・エンド型の投資会社および上場株式投資は、直接的な信用リスクにさらされていないため、上記の表に含まれていない。

サブ・ファンドは、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

格付	2016年3月31日 (%)	2015年9月30日 (%)
格付なし	100.00	100.00
合計	100.00%	100.00%

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの市場価額合計に対する割合として、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

証券格付（該当がある場合）は、スタンダード&プアーズ／ムーディーズ／フィッチのインベスター・サービスから入手したものである。

格付（未監査）	2016年3月31日 (%)	2015年9月30日 (%)
AA	—	0.53
A	6.03	12.43
BBB	51.06	46.86
BB	9.25	10.19
B	2.74	2.60
格付なし	30.92	27.39
合計	100.00%	100.00%

上記の表は、マスター・ファンドの投資の信用度を示している。取引相手先または発行体は、その事業体自体が投資適格であるか、または格付なしの場合は系列の事業体が投資適格であり、かつ、この格付けされた事業体から取引相手先または発行体に強力な無条件の支援があると投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザリー部門が考えている。副投資顧問会社は、信用に係る方針を整備しており、信用リスクに対するエクスポージャーを継続的に監視している。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照される有価証券または義務に係るプロテクションを受け取る権利と交換に、ある当事者が他の当事者に支払いを行う一連の流れを含む契約である。プロテクションの売り手として、サブ・ファンドは通常、信用事象が生じない場合には、スワップ期間全体を通じて支払いを受ける。さらに、サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを売る場合、参照債務の価値が受取プレミアムを下回る場合があるため、サブ・ファンドが損失を被る場合がある。特定の信用事象の発生時には、サブ・ファンドは信用プロテクションの売り手として、債務不履行となった参照債務の保有を要求され、現物決済された取引におけるスワップの想定元本に相当する金額を買い手に支払うことを要求される場合がある。また、サブ・ファンドは、現物決済取引における参照債務の回収可能価額控除後のスワップの想定元本に相当する金額の正味決済金額を現金または有価証券の形態で支払う場合がある。回収可能価額は、債務不履行となった有価証券または債務に透明性のある価格が設定されることを市場参加者が保証される、信用事象に係る入札プロセスを通じて設定されることがある。さらに、サブ・ファンドは、取引相手先に担保として差し入れた資産の返還を求める権利がある。サブ・ファンドのクレジット・デフォルト・スワップの想定元本は投資明細表に開示されている。2016年3月31日および2015年9月30日現在、クレジット・デフォルト・スワップはなかった。

2016年3月31日および2015年9月30日現在、サブ・ファンドは、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の5%を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を有していなかった。

以下の表は、マスター・ファンドについて、純資産額の5%を超える集中を示している。

集中	純資産に対する割合（%）	
	2016年3月31日	2015年9月30日
ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド	9.03	8.28
コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア	5.95	—
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	5.74	9.32
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド	—	5.72
アクサ・エス・エイ	—	5.24

(d) 追加的なリスク

(i) 資本リスク管理

サブ・ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産によって表される。サブ・ファンドは、受益者の裁量による日々の申込みおよび買戻しの影響を受けるため、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は日々著しく変動する可能性がある。資本を管理する際のサブ・ファンドの目的は、受益者にリターンを提供しその他の利害関係者に便益をもたらすために継続企業として持続するサブ・ファンドの能力を保護すること、およびサブ・ファンドの投資活動の成長を支援するための強固な資本基盤を維持することである。

(ii) 集中リスク

サブ・ファンドは、限られた数の投資および投資テーマに投資する可能性がある。投資先の数が増える結果、全体のパフォーマンスは、個々の投資のパフォーマンスから一層大きくプラスまたはマイナスの影響を受ける可能性がある。

(iii) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引処理および決済、ならびに会計システムにおける不備を原因とする損失の潜在的な可能性である。サブ・ファンドのサービス提供会社は、注記7に記載されているとおり、オペレーショナル・リスクの管理を手助けする目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービス水準の調査は、副投資顧問会社によって定期的に実施される。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

(iv) 法律上、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドに対して不利な影響を及ぼす可能性のある法律上、税務上および規制上の変更がサブ・ファンドの継続期間において生じる可能性がある。

税金に関して、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している一定の管轄区においてキャピタル・ゲイン、利息および配当に対して課税される可能性がある。

税務当局による税法および規則の解釈および適用範囲は、時折、明確性や一貫性を欠くことがある。課税される可能性が高く、かつ、見積可能である税金債務は負債として計上される。ただし、税金債務の一部は不確実性にさらされており、当年度および過年度の税務ポジションに対してこれらの当局が将来行う措置、解釈または判断に基づく追加的な税金負債、利息、加算税が生じる可能性がある。

る。また、サブ・ファンドが潜在的な税金負債を計上する義務を創設したり、または取除くように会計基準が改訂される可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が高くない一定の潜在的な税金債務が、発生する可能性が高くなり、サブ・ファンドの将来の追加的な税金負債となり、これらの追加的な税金負債が重要となる可能性がある。上記の不確実性のために、純資産額は、サブ・ファンドに対する持分の申込み、買戻しまたは交換の場合も含め、サブ・ファンドに最終的に生じる税金負債を反映していない可能性があり、このことがその時点の投資家に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当財務書類に開示されていない追加的なリスクの詳細は、サブ・ファンドの募集要項を参照のこと。

12. 与信機関

2016年3月31日および2015年9月30日現在、BBHが保有する現金はそれぞれ4,408豪ドルおよび3,073豪ドルであった。

サブ・ファンド	与信機関 2016年3月31日	与信機関 2015年9月30日
GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド	オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	カナダ帝国商業銀行 オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド

13. 為替レート

豪ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に以下の豪ドルに対する為替レートが使用された。

	2016年3月31日	2015年9月30日
円（JPY）	86.459856	84.104974
米ドル（USD）	0.769250	0.702250

14. ソフト・コミッション

サブ・ファンドは、取引実行のみ、および／または取引実行と投資調査についてコミッションを支払う。2016年3月31日に終了した期間および2015年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約を締結していない。

15. 偶発負債

2016年3月31日および2015年9月30日現在、偶発負債はなかった。

16. 後発事象

2016年5月1日付で、管理会社はその名称を、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（MUGC）からルクセンブルグ三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（MIBL）に変更した。2016年3月31日より後に、当財務書類の修正が要求される事象または当財務書類に開示が要求されるその他の事象は発生しなかった。

17. 補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する可能性がある。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは明らかでない。しかし、サブ・ファンドには、過去においてこれらの契約に従った請求または損失はない。

（２）投資有価証券明細表等

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

投資明細表（無監査）

2016年3月31日現在

保有高 (現地通貨)	銘柄	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
豪ドル			
2,685,828	ゴールドマン・サックス・オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド II、クラスIO (Acc) 豪ドル建受益証券	334,358,774	100.37
投資ファンド合計		334,358,774	100.37

ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (豪ドル)	純資産比率 (%)
01/04/2016	JPY	78,194,342	AUD	907,201	HSBC Bank PLC	(2,800)	(0.00)
04/04/2016	JPY	8,527,289	AUD	98,713	Citibank	(86)	(0.00)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(2,886)	(0.00)

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (豪ドル)	純資産比率 (%)
28/04/2016	AUD	208,217	JPY	17,472,069	HSBC Bank PLC	5,755	0.00
28/04/2016	AUD	212,328	JPY	18,226,096	Citibank	1,128	0.00
28/04/2016	AUD	8,443,920	JPY	708,265,062	Royal Bank of Canada	236,695	0.07
06/05/2016	AUD	909,496	JPY	78,194,342	HSBC Bank PLC	2,851	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						246,429	0.07

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (豪ドル)	純資産比率 (%)
28/04/2016	JPY	2,984,120,451	AUD	36,335,924	Royal Bank of Canada	(1,756,571)	(0.53)
28/04/2016	JPY	2,984,120,451	AUD	36,337,340	State Street Bank & Trust Co	(1,757,986)	(0.53)
28/04/2016	JPY	2,984,120,452	AUD	36,337,636	HSBC Bank PLC	(1,758,283)	(0.53)
06/05/2016	JPY	91,082,983	AUD	1,074,075	Royal Bank of Scotland PLC	(17,989)	(0.00)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(5,290,829)	(1.59)

投資合計	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	334,358,774	100.37
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	246,429	0.07
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(5,290,829)	(1.59)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(2,886)	(0.00)
その他の資産および負債	3,816,463	1.15
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	333,127,951	100.00

* 系列ファンドを表している。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

投資明細表

2015年9月30日現在

保有高 (現地通貨)	銘柄	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
豪ドル			
3,041,055	ゴールドマン・サックス・オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド II、クラス I O (A c c) 豪ドル建受益証券	375,965,603	99.15
投資ファンド合計		375,965,603	99.15

ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (豪ドル)	純資産比率 (%)
06/10/2015	JPY	92,916,548	AUD	1,098,906	Barclays Bank PLC	6,158	0.00
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						6,158	0.00

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (豪ドル)	純資産比率 (%)
01/10/2015	JPY	27,347,773	AUD	326,681	JP Morgan Chase & Co	(1,519)	(0.00)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(1,519)	(0.00)

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (豪ドル)	純資産比率 (%)
29/10/2015	JPY	3,948,486,570	AUD	46,946,774	Citibank	87,074	0.02
29/10/2015	JPY	3,948,486,571	AUD	46,955,483	JP Morgan Chase & Co	78,365	0.02
29/10/2015	JPY	3,948,486,571	AUD	46,936,728	State Street Bank & Trust Co	97,119	0.03
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						262,558	0.07

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (豪ドル)	純資産比率 (%)
29/10/2015	AUD	1,100,509	JPY	92,916,548	Barclays Bank PLC	(6,300)	(0.00)
29/10/2015	AUD	1,694,133	JPY	143,744,939	Royal Bank of Scotland PLC	(18,138)	(0.01)
29/10/2015	AUD	1,711,589	JPY	143,715,290	Royal Bank of Canada	(328)	(0.00)
29/10/2015	AUD	2,418,109	JPY	206,543,270	JP Morgan Chase & Co	(42,208)	(0.01)
29/10/2015	AUD	5,499,582	JPY	465,720,000	HSBC Bank PLC	(48,013)	(0.01)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(114,987)	(0.03)

投資合計	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	375,965,603	99.15
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	262,558	0.07
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	6,158	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(114,987)	(0.03)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(1,519)	(0.00)
その他の資産および負債	3,088,986	0.81
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	379,206,799	100.00

* 系列ファンドを表している。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（平成28年４月末日）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約41億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）が発行する株式総数の上限については制限がない。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者（信託証書に定義される）の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 管理会社が法により許容される限りできるだけ早期に解任されるべきことが、受益者によって受益者集会で特別決議（信託証書に定義される）により決議され、その旨決定された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がトラストの管理者でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失（信託証書に定義される）の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、(i) サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは(ii) かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実により一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失（信託証書に定義される）を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成28年３月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	76	6,371,597,162.07米ドル

（３）その他

本半期報告書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.75円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年6月30日現在

(単位：米ドル)

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	519,439,178.00	57,008,450
1.2	売買目的で保有される金融資産	34,858,941.00	3,825,769
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	34,858,941.00	3,825,769
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	11,186,554.00	1,227,724
1.4.1	持分証券	11,186,554.00	1,227,724
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,906,711,056.00	319,011,538
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,906,711,056.00	319,011,538
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,535,715.00	168,545
1.9.1	有形固定資産	1,535,715.00	168,545
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,450,467.00	488,439
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	4,450,467.00	488,439
1.12	税金資産	125,205.00	13,741
1.12.1	現行税金資産	125,205.00	13,741
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	その他の資産	26,301,732.00	2,886,615
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	3,504,608,848.00	384,630,821

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年6月30日現在

（単位：米ドル）

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	33,793,836.00	3,708,874
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	33,793,836.00	3,708,874
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	3,302,165,834.00	362,412,700
2.4.1	金融機関からの預金	1,529,647,118.00	167,878,771
2.4.2	金融機関以外からの預金	1,772,518,716.00	194,533,929
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	2,512,372.00	275,733
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	2,512,372.00	275,733
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	8,791,098.00	964,823
2.9.1	現行税金負債	8,791,098.00	964,823
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	その他の負債	13,032,619.00	1,430,330
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,360,295,759.00	368,792,460

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年6月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	4,073,697
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,073,697
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,710,210.00	297,446
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,710,210.00	297,446
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	97,351,501.00	10,684,327
3.6	＜自己株式＞		
3.7	当期利益	7,133,409.00	782,892
3.8	＜中間配当＞		
3.10	資本合計	144,313,089.00	15,838,362
3.11	負債および資本合計	3,504,608,848.00	384,630,821

(2) 損益の状況

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年6月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,029,531.00	3,734,741
5.2	利息収益	4,552,560.00	499,643
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	5,689.00	624
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,872,091.00	205,462
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	2,674,780.00	293,557
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	1,039,554.00	114,091
5.3.1	中央銀行からの預金	124,672.00	13,683
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	5,262.00	578
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	909,620.00	99,831
5.3.5	デリバティブヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	433,483.00	47,575
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	433,483.00	47,575
5.6	受取手数料（＋）	50,295,855.00	5,519,970
5.7	（支払手数料）（－）	22,178,453.00	2,434,085
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,156,603.00	236,687
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,156,603.00	236,687
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	209,735.00	23,018

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	400,698.00	43,977
5.16	一般管理費（－）	19,470,102.00	2,136,844
5.16.1	従業員費用（－）	8,271,884.00	907,839
5.16.2	一般管理費用（－）	11,198,218.00	1,229,004
5.17	減価償却（＋／－）	990,405.00	108,697
5.17.1	有形固定資産	180,115.00	19,768
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	810,290.00	88,929
5.18	引当金（＋／－）	2,512,372.00	275,733
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）	0.00	0
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	11,056,652.00	1,213,468
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	3,923,243.00	430,576
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	7,133,409.00	782,892
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	7,133,409.00	782,892

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線部は訂正部分を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

発行者名

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)(注) 平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカスト
ディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス
銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking
(Luxembourg) S.A.) へ変更する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

発行者名

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

(後略)

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(前略)

受益証券について、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) へ変更する。以下同じ。

サブ・ファンドは、追加型である。

<訂正後>

(前略)

受益証券について、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

サブ・ファンドは、追加型である。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの目的は、「オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ」^{（注）}（以下「マスター・ファンド」という場合がある。）を通じて、主に豪ドル建ての期限付劣後債、永久劣後債および優先証券ならびに普通社債に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを追求することである。これらの証券に関して、期限付劣後債、永久劣後債および優先証券を「ハイブリッド証券」と総称する。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」を参照されたい。

（注）平成28年3月31日付で、ゴールドマン・サックス・オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡはその名称をオーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡへ変更した。以下同じ。

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの目的は、「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー—オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ」（以下「マスター・ファンド」という場合がある。）を通じて、主に豪ドル建ての期限付劣後債、永久劣後債および優先証券ならびに普通社債に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを追求することである。これらの証券に関して、期限付劣後債、永久劣後債および優先証券を「ハイブリッド証券」と総称する。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」を参照されたい。

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

（前略）

平成27年7月27日 補遺信託証書締結

<訂正後>

（前略）

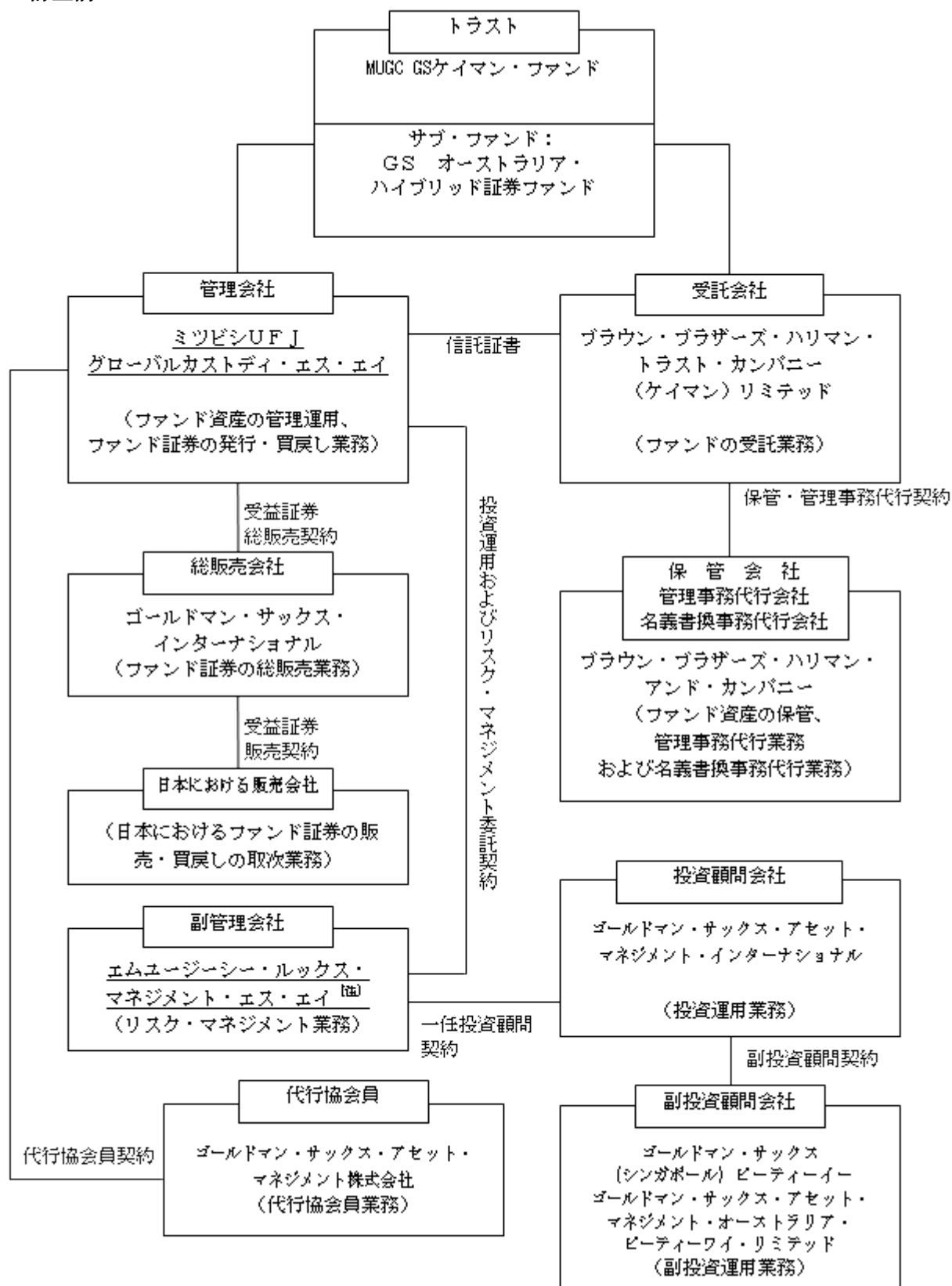
平成27年7月27日 補遺信託証書締結

平成28年6月10日 補遺信託証書締結

（３）ファンドの仕組み

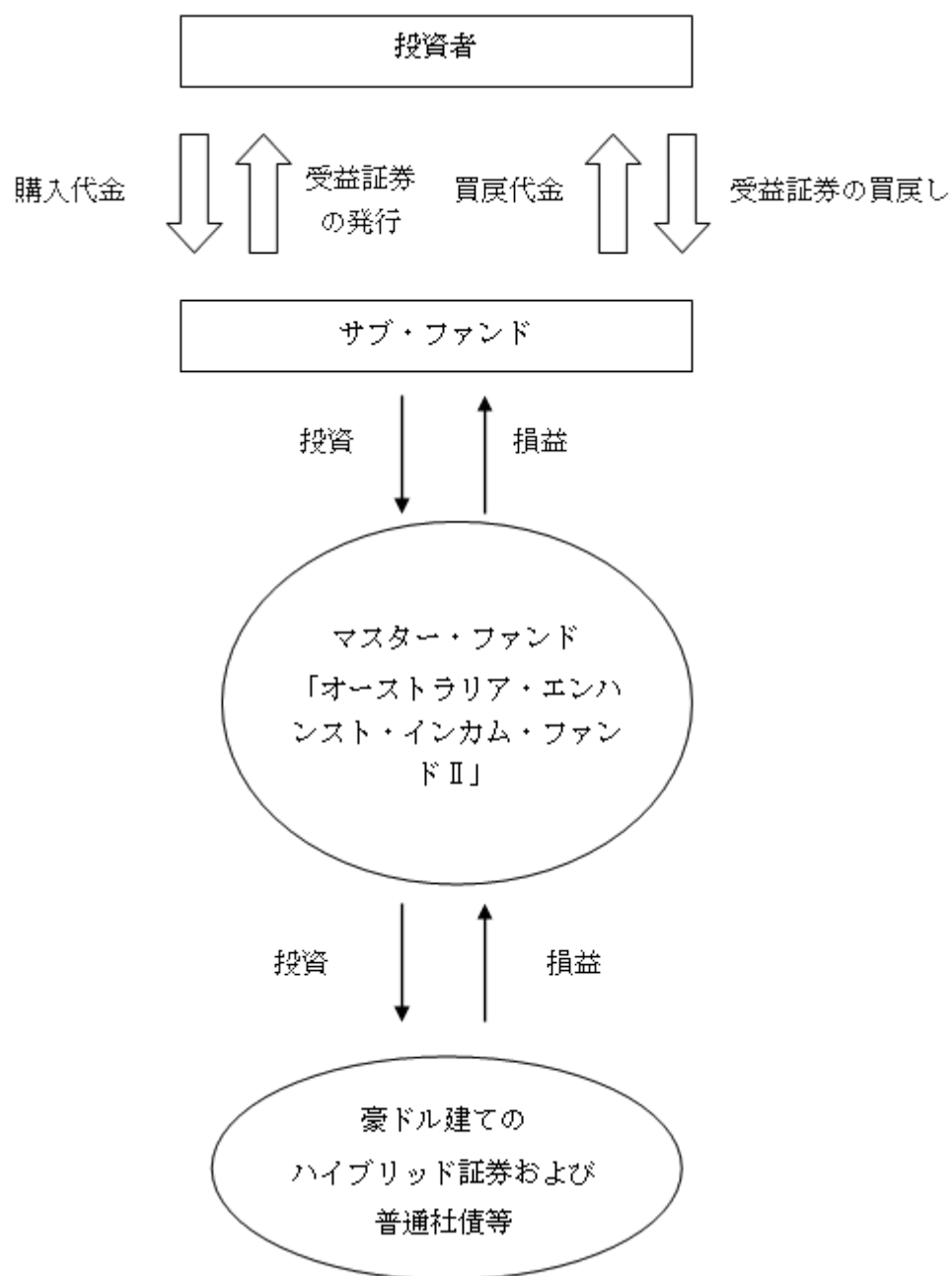
① ファンドの仕組み

<訂正前>

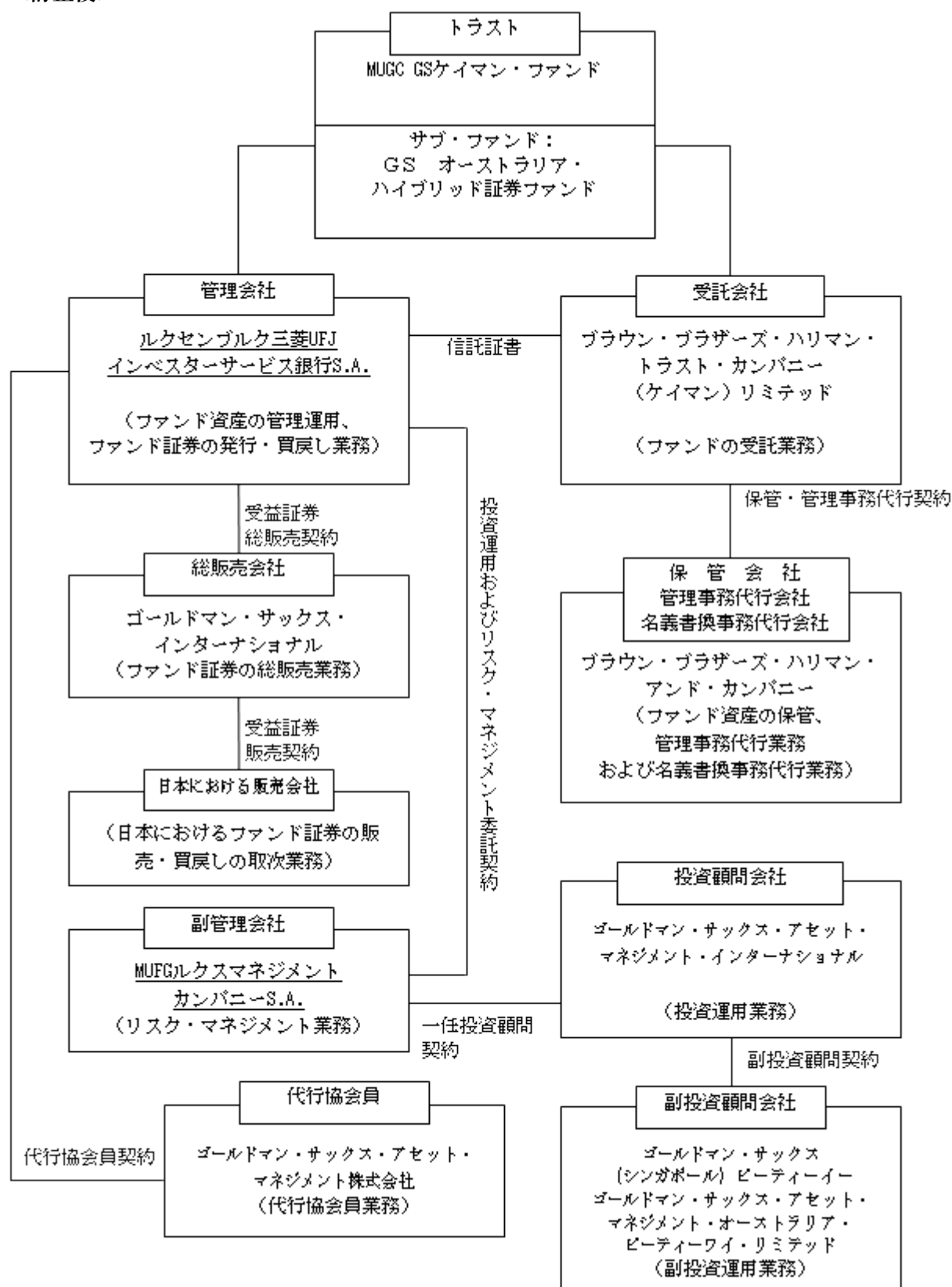


（注）平成28年5月1日付で、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）はその名称をMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（MUFG Lux Management Company S.A.）へ変更する。以下同じ。

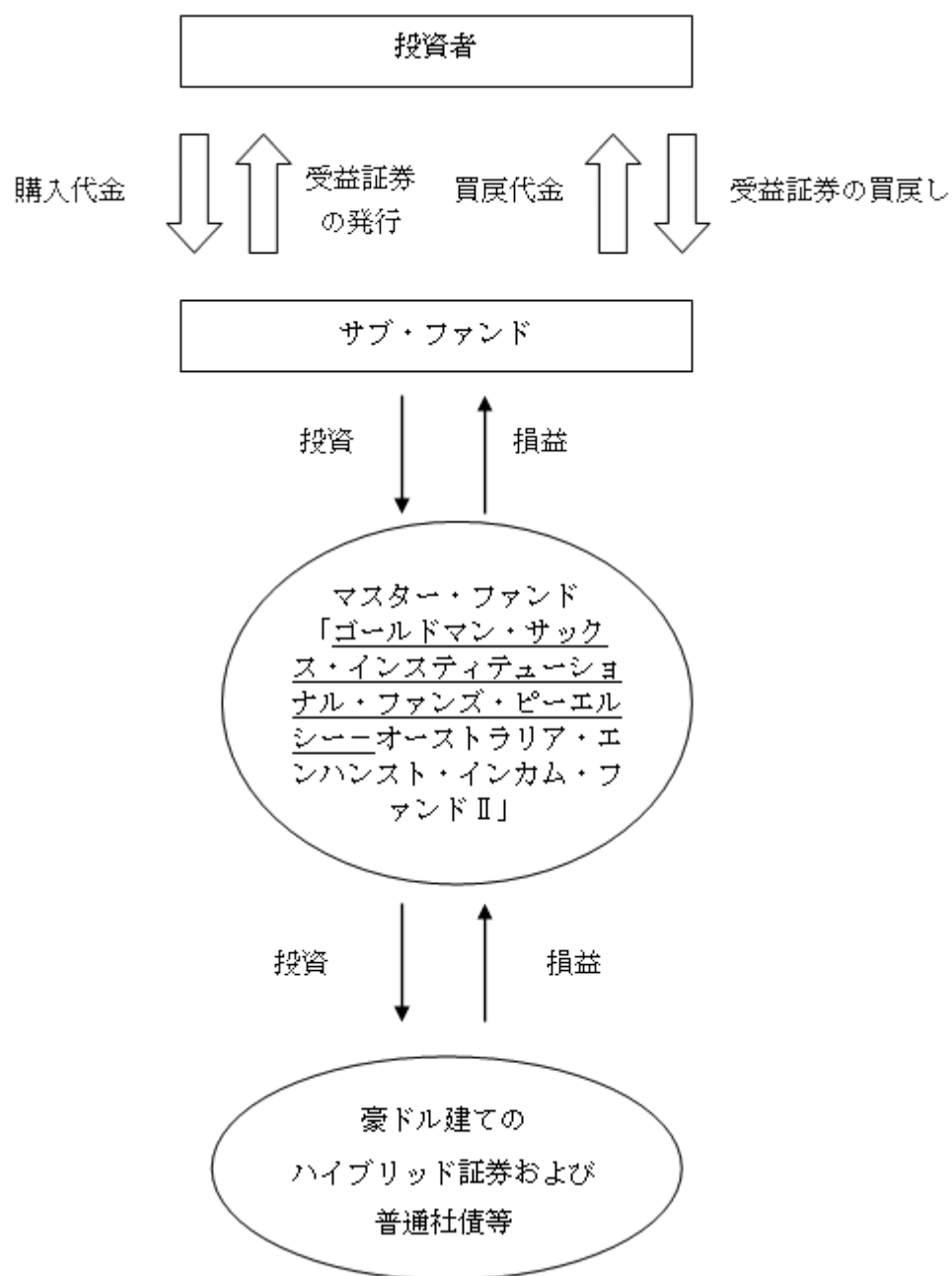
（注）サブ・ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められたファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



<訂正後>



（注）サブ・ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められたファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
<u>ミツビシUFJグローバル カストディ・エス・エイ</u> (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年2月10日付で信託証書ならびに平成24年8月10日付および平成27年7月27日付で補遺信託証書を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成22年2月10日付で信託証書ならびに平成24年8月10日付および平成27年7月27日付で補遺信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
<u>エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ</u> (MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年3月31日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（注1）を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
<u>ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.</u> (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成22年2月10日付で信託証書ならびに平成24年8月10日付、平成27年7月27日付および平成28年6月10日付で補遺信託証書を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成22年2月10日付で信託証書ならびに平成24年8月10日付、平成27年7月27日付および平成28年6月10日付で補遺信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
<u>MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.</u> (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	平成26年3月31日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（注1）を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。

(後略)

③ 管理会社の概況

(iv) 会社の沿革

<訂正前>

(前略)

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

<訂正後>

(前略)

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

平成28年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

（５）開示制度の概要

② 日本における開示

（ii）日本の受益者に対する開示

<訂正前>

（前略）

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社のホームページにおいて提供される。

<訂正後>

（前略）

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に販売取扱会社を通じて交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社のホームページにおいて提供される。

2 投資方針

（1）投資方針

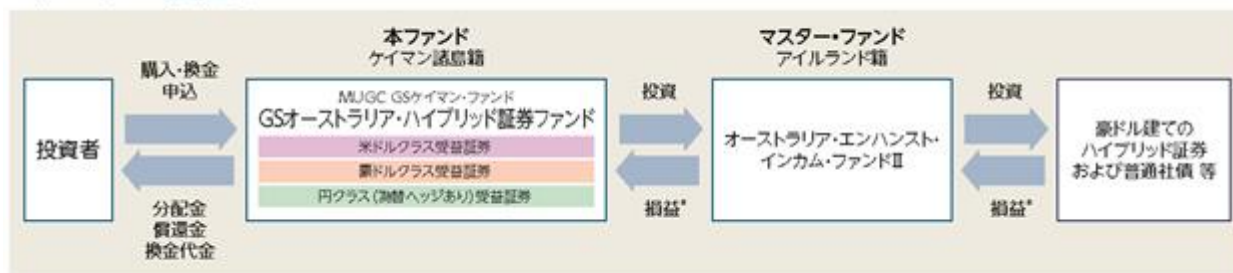
<訂正前>

投資目的

サブ・ファンドの目的は、「オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ」を通じて、主に豪ドル建てのハイブリッド証券および普通社債に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを追求することである。

（中略）

ファンドの仕組み



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

（後略）

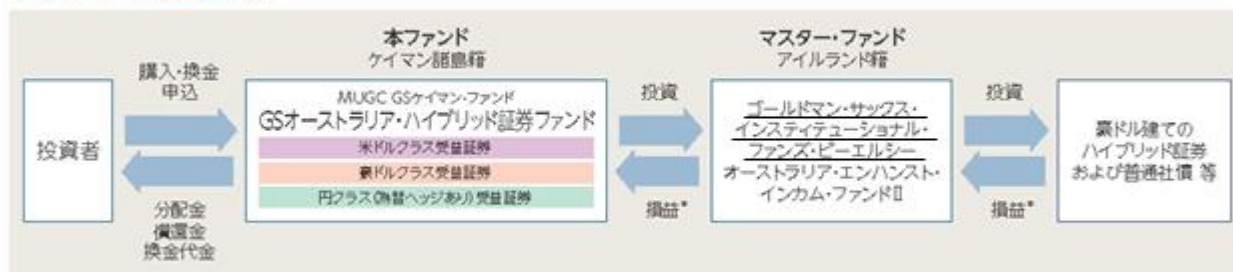
<訂正後>

投資目的

サブ・ファンドの目的は、「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシーオーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ」を通じて、主に豪ドル建てのハイブリッド証券および普通社債に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを追求することである。

（中略）

ファンドの仕組み



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

（後略）

3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

以下のとおり更新されます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ファンドの設定日が2012年9月26日のため、左グラフの分配金再投資1口当たり純資産価格は2012年9月末以降のデータを表示する一方、左右グラフのファンドの騰落率については、設定1年後の2013年9月末以降のデータを表示しています。

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド
(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

（A）日本

<訂正前>

平成28年3月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

Ⅲ 平成28年3月31日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

<訂正後>

平成28年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

Ⅲ 平成28年6月30日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

[次へ](#)

5 運用状況

（２）投資資産

以下のとおり更新されます。

① 投資有価証券の主要銘柄

<投資信託>

（平成28年4月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率
				単価	合計	単価	合計	
1	GOLDMAN SACHS INST AUST /AUD/	アイルランド	2,589,896.83	123.08	318,765,688.44	125.86	325,964,415.04	98.16%

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー—オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ）

<債券および優先証券>

（平成28年4月末日現在）

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率（%）	数量	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率
							単価	合計	単価	合計	
1	WESTPAC BANKING CORP FRN 08/22/2023	社債	オーストラリア	2023/8/22	4.5767	17,337,500.00	1.01	17,484,329.44	1.00	17,421,536.06	5.22%
2	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD FRN 06/29/2049	社債	オーストラリア	2049/6/29	3.5350	26,481,800.00	0.74	19,492,446.89	0.64	17,059,825.12	5.11%
3	COLONIAL HOLDING CO LTD FRN 03/31/2037	社債	オーストラリア	2037/3/31	5.5350	15,785,700.00	1.03	16,205,413.72	1.01	15,940,373.49	4.78%
4	GOODMAN PLUS TRUST AUD 100.0000 PFD	優先証券	オーストラリア	—	6.2400	135,353.00	92.87	12,570,800.70	100.40	13,589,441.20	4.07%
5	CALTEX AUSTRALIA LTD FRN 09/15/2037	社債	オーストラリア	2037/9/15	6.8300	11,755,800.00	1.05	12,368,320.33	1.03	12,093,233.31	3.62%
6	APT PIPELINES LTD FRN 09/30/2072	社債	オーストラリア	2072/9/30	6.7800	11,450,700.00	1.03	11,807,875.33	1.03	11,787,652.45	3.53%
7	SWISS REINSURANCE CO VIA ELM B FRN 04/29/2049	社債	オーストラリア	2049/4/29	3.5383	12,000,000.00	0.84	10,052,000.00	0.98	11,711,904.00	3.51%
8	ORIGIN ENERGY LTD FRN 12/22/2071	社債	オーストラリア	2071/12/22	6.3100	11,546,300.00	1.02	11,719,813.60	0.99	11,426,030.69	3.42%
9	COMMONWEALTH BANK AU FRN AUAUD 31/12/49 AUD	社債	オーストラリア	2049/12/31	5.1300	11,727,700.00	0.93	10,895,963.31	0.89	10,464,548.35	3.14%
10	CROWN RESORTS LTD FRN 04/23/2075	社債	オーストラリア	2075/4/23	6.3300	13,142,800.00	0.88	11,515,957.24	0.74	9,776,946.16	2.93%
11	MACQUARIE FINANCE LTD FRN 01/29/2049	社債	オーストラリア	2049/1/29	3.9900	14,461,900.00	0.68	9,876,567.75	0.65	9,364,835.44	2.81%
12	ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC/THE VAR 03/19/2022	社債	オーストラリア	2022/3/19	13.1250	8,170,000.00	1.15	9,435,775.00	1.07	8,762,104.41	2.63%
13	AXA SA VAR 12/29/2049	社債	オーストラリア	2049/12/29	7.5000	8,500,000.00	1.04	8,860,250.00	1.01	8,570,473.50	2.57%
順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率（%）	数量	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率
							単価	合計	単価	合計	
14	NATIONAL AUSTRALIA BANK AUD 100.0000 PFD	優先証券	オーストラリア	—	5.5550	77,226.00	99.08	7,651,337.02	98.60	7,614,483.60	2.28%
15	TABCORP HOLDINGS LTD FRN 03/22/2037	社債	オーストラリア	2037/3/22	6.3100	7,373,700.00	1.02	7,489,202.61	1.02	7,543,175.17	2.26%
16	AXA SA FRN 12/29/2049	社債	オーストラリア	2049/12/29	3.6750	7,100,000.00	0.93	6,580,500.00	0.99	7,045,152.50	2.11%
17	MULTIPLEX SITES TRUST AUD 100.0000 PFD	優先証券	オーストラリア	—	6.2400	92,051.00	80.46	7,406,076.37	72.23	6,648,843.73	1.99%
18	SUNCORP GROUP LTD FRN 11/22/2023	社債	オーストラリア	2023/11/22	5.1267	6,170,500.00	1.02	6,324,454.76	1.01	6,209,417.75	1.86%
19	QANTAS AIRWAYS LTD 7.5% 06/11/2021	社債	オーストラリア	2021/6/11	7.5000	5,500,000.00	1.04	5,732,100.00	1.13	6,189,832.00	1.85%
20	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA FRN 11/05/2024	社債	オーストラリア	2024/11/5	4.2350	6,000,000.00	1.00	6,000,000.00	0.99	5,953,446.00	1.78%
21	ALUMINA LTD 5.5% 11/19/2019	社債	オーストラリア	2019/11/19	5.5000	5,500,000.00	0.99	5,469,805.00	1.01	5,528,638.50	1.66%
22	AGL ENERGY LTD 5% 11/05/2021	社債	オーストラリア	2021/11/5	5.0000	5,000,000.00	0.99	4,972,350.00	1.04	5,212,690.00	1.56%
23	BPCE SA VAR 10/27/2025	社債	オーストラリア	2025/10/27	5.4000	5,000,000.00	1.00	4,976,800.00	1.02	5,082,355.00	1.52%

24	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKIN FRN 05/17/2026	社債	オーストラリア	2026／5／17	4.9850	5,000,000.00	1.00	5,000,000.00	1.01	5,026,975.00	1.51%
25	WOOLWORTHS LTD FRN 11/24/2036	社債	オーストラリア	2036／11／24	5.5300	4,975,600.00	1.03	5,147,137.15	1.01	5,001,211.92	1.50%
26	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKIN FRN 06/25/2024	社債	オーストラリア	2024／6／25	4.2250	5,000,000.00	1.00	5,000,000.00	0.99	4,955,700.00	1.49%
27	NATIONAL AUSTRALIA BANK AUD 100.0000 PFD	優先証券	オーストラリア	—	5.6000	48,214.00	93.08	4,487,840.13	94.74	4,567,794.36	1.37%
28	ADANI ABBOT POINT TERMINAL PTY 6.75% 11/01/2018	社債	オーストラリア	2018／11／1	6.7500	5,000,000.00	1.00	4,975,850.00	0.90	4,510,495.00	1.35%
29	R&R ICE CREAM PLC 8.25% 05/15/2020	社債	オーストラリア	2020／5／15	8.2500	4,100,000.00	0.99	4,059,575.00	1.05	4,316,767.00	1.29%

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

<投資信託>

（平成28年4月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率
				単価	合計	単価	合計	
1	GS AU\$ LIQUID RESERVES FUND	オーストラリア	5,981,058.75	1.00	5,981,058.75	1.00	5,981,058.75	1.79%

② 投資不動産物件

該当事項なし（平成28年4月末日現在）。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー—オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ）

該当事項なし（平成28年4月末日現在）。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成28年4月末日現在）。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー—オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ）

該当事項なし（平成28年4月末日現在）。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

- (2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.) (「副管理会社」)

(中略)

(ロ) 事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイをサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供する副管理会社として任命した。副管理会社は、投資運用機能を投資顧問会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。副管理会社は、C S S Fからオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）としての許可を得て、A I F Mに関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EUに基づくA I F Mとしての業務を提供している。副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)

(中略)

(ロ) 事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.をサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供する副管理会社として任命した。副管理会社は、投資運用機能を投資顧問会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。副管理会社は、C S S Fからオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）としての許可を得て、A I F Mに関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EUに基づくA I F Mとしての業務を提供している。副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

- (2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.) (「副管理会社」)

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)

(後略)

3 資本関係

<訂正前>

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイおよび三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

<訂正後>

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

別紙

定義集

<訂正前>

(前略)

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社をいう。

(中略)

「非適格者」とは、①受益証券を取得および保有することが国や政府当局の法律や規則に違反することになる者、②受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況（かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影響するか否か、単独もしくは関係するもしくは関係しないその他の人物に該当するか否かを問わず、または受託会社もしくは管理会社にとってかかる状況に該当すると思われる状況）に置かれることになる一または複数の人物、③21歳未満の者、④米国人、または⑤ケイマン諸島に在住もしくは居住する人物（ケイマン諸島において設立された免除会社および非居住会社を除く。）をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.およびその承継会社をいう。

(中略)

「非適格者」とは、①受益証券を取得および保有することが国や政府当局の法律や規則に違反することになる者、②受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況（かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影響するか否か、単独もしくは関係するもしくは関係しないその他の人物に該当するか否かを問わず、または受託会社もしくは管理会社にとってかかる状況に該当すると思われる状況）に置かれることになる一または複数の人物、③21歳未満の者、または④米国人をいう。

(後略)

